

参考1 「愛知県第五次行革大綱」の取組状況（平成25年7月31日現在）

（1）健全で持続可能な行財政基盤の確立

① 未曾有の財政危機下での財政運営と財政健全化の推進

（健全な財政運営の推進）

※「○」は実施済み、「◎」は実施予定の取組内容を示す。

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期	実施年度			
					22年度	23年度	24年度	25年度
1	自主財源の確保	未利用資産の売却等のほか、新たな財源確保策の導入・拡大など、自主財源の確保に取り組む。 数値目標 平成22年度から平成26年度までの間に計60億円以上を確保する。	全部局	毎年度	○一般競争入札による未利用財産の売却、県税徴収率の向上等を推進 《新たな取組例》 ・自動販売機設置の公募 ・有料駐車場としての貸付 等 数値目標に対する実績 効果額 26億円 [進捗率43%]	(継続実施) 重点改革プログラム 3 ネーミングライツの積極的な導入 重点改革プログラム 35 水道事業の一層の経営効率化 数値目標に対する実績 効果額35億円 22～23年度 計61億円 [進捗率102%] 達成	(継続実施) 数値目標に対する実績 効果額18億円 22～24年度 計79億円 [進捗率132%] 達成	(◎継続実施) 数値目標に対する実績 効果額20億円 22～25年度 計99億円 [進捗率165%] 達成
2	県税徴収率の向上	個人県民税の徴収確保対策を強化するなど、徴収率の向上に努める。	総務部	毎年度	○自動車税電話催告センターを設置し、集中電話催告を実施 ○差押物品のインターネット売を推進 ○地方税法第48条の特例による県が直接徴収する市町村を拡大 等	(継続実施) (継続実施) ○地方税法第48条の特例による個人住民税の直接徴収を実施	(継続実施) (継続実施) (継続実施)	(◎継続実施) (継続実施) (継続実施)
3	県税収入未済額の縮減	市町村が徴収する個人県民税について、市町村との協力・連携の強化(滞納整理のための地域任意組織の設立と活動への支援など)により、収入未済額の縮減を図るとともに、県が自ら徴収する税目についても、引き続き収入未済額の縮減に積極的に取り組む。 数値目標 平成26年度までに、県が自ら徴収する税目に係る収入未済額を平成20年度に比較して15%以上縮減する。 《参考》 20年度収入未済額 121億円（県が自ら徴収する自動車税等）	総務部	毎年度 任意組織の設立 23年度から順次	○県と市町村が連携した地域任意組織の設立に向けた研究会を県内6ブロックで設置 数値目標に対する実績 収入未済額 95億円 [縮減率22%] 22年度は達成	○全6ブロックで地方税滞納整理機構を設立 数値目標に対する実績 収入未済額 78億円 [縮減率36%] 23年度は達成	(継続実施) 重点改革プログラム 42 県・市町村の連携協力による滞納整理 数値目標に対する実績 収入未済額 73億円(見込) [縮減率40%] 24年度は達成	(継続実施) 数値目標に対する実績 — (※25年度終了後の決算において算出する。)
4	使用料等の適正化	使用料、手数料、分担金・負担金について、受益者に対して、受益と負担の観点からの適正な負担を求める。	関係部局	毎年度	○愛・地球博記念公園の体育館・会議室の使用料を設定、家畜検査手数料を改定 等	○あいち健康プラザの会議室使用料を改定、犬又は猫の引取り手数料を設定 等	○愛・地球博記念公園の多目的球技場の使用料や廃棄物熱回収施設設置者認定申請手数料を設定 等	○愛知県美術館展示室使用料を改定、犯罪経歴証明書発給申請手数料を設定 等
5	地方法人特別税の廃止と地方税への還元	本来地方税である地方法人特別税の廃止と法人事業税への還元を国に対して要請していく。	総務部	毎年度	○総務省に対する要請活動を実施（7月、11月）	○総務省に対する要請活動を実施（7月、11月） ○東京都及び大阪府と共同で、財務省、民主党、首相官邸及び総務省へ要請活動を実施（6月）	○総務省に対する要請活動を実施（8月、1月）	○総務省に対する要請活動を実施（7月、11月実施予定）

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期	22年度	23年度	24年度	25年度
6	地方交付税など地方一般財源の充実・確保	本県の税收、行政需要の実態を反映した地方財政措置の確保を国に対して要請していく。	総務部	毎年度	○総務省に対する要請活動を実施（7月、11月）	○総務省に対する要請活動を実施（7月、11月）	○総務省に対する要請活動を実施（8月、1月）	○総務省に対する要請活動を実施（7月、11月実施予定）
7	適切な国庫負担の確保	本来交付されるべき金額が措置されていない国庫補助負担金等の適切な交付を国に対して要請していく。	全部局	毎年度	○統計専任職員費（人件費）に係る国庫支出金の引き上げ、特定疾患治療研究費における都道府県の超過負担の早期解消、その他子ども手当、公立高校の授業料無償化による財源の全額国庫負担等について、国に対する要請活動を実施	（継続実施）	（継続実施）	（◎継続実施）
8	行革大綱に位置づける取組の進捗管理と成果の積極的発信	行革大綱に位置づける取組を適切に進行管理し、着実に推進するとともに、その成果を一層積極的に発信していく。 数値目標 平成22年度から平成26年度までの間に計300億円以上（毎年度60億円以上）の行革効果額を確保する。	総務部	毎年度	○行革大綱に位置づける取組状況をとりまとめ、県HP等で公表 ●数値目標に対する実績 行革効果額 670億円 〔進捗率223%〕 （※投資的経費の縮減303億円を含む） 22年度は達成	（継続実施） ●数値目標に対する実績 行革効果額 190億円 22～23年度 計860億円 〔進捗率287%〕 23年度は達成	（継続実施） ●数値目標に対する実績 行革効果額 146億円 22～24年度 計1,006億円 〔進捗率335%〕 24年度は達成	（◎継続実施） ●数値目標に対する実績 行革効果額 172億円 22～25年度 計1,178億円 〔進捗率393%〕 25年度は達成
9	財務書類4表の活用	①地方公会計制度改革に基づく財務書類4表を引き続き作成・公表するとともに、固定資産台帳の段階的整備や適切な資産評価等を通じて、資産の適正な把握及び管理を行う。 ②財務情報のさらなる公開を推進するとともに、職員のコスト意識の向上を図り、より効果的・効率的な行政運営を実現するため、複式簿記・発生主義といった企業会計の慣行を参考にした会計処理を導入し、より効果的な財務書類4表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）の作成・活用を図る。なお、会計処理の導入に際しては、財務会計システムなど関連情報システムとの連携を確保する。	総務部 建設部	毎年度	○総務省方式改訂モデルによる財務書類4表を作成・公表（12月公表） ○固定資産台帳の段階的整備に向け、資産の評価方法を検討 ○事業用資産の評価を実施 ○公有財産管理システムを改修	（継続実施） ○インフラ資産の評価を実施 ○建設資産管理システム新規開発及び建設行政情報システム改修の設計を実施（3月完了）	（継続実施） ○建設仮勘定の洗い出し、評価作業及び評価済情報の確認、修正 ○建設資産管理システム新規開発及び建設行政情報システムの改修を実施（3月完了）	（◎継続実施） ○建設資産管理システム及び新公会計制度に対応した建設行政情報システムの本格稼働（4月実施）
			関係部局	22年度から取組に着手 24年度導入 25年度新しい財務書類4表の作成	○新公会計整備検討会議を設置・財務諸表の活用や新たな会計制度、複式簿記・発生主義に基づく会計処理の導入等の検討を実施	（継続実施） ・会計基準の検討を推進 ・財務諸表を活用したPDCAサイクルの構築及びマネジメント手法の検討を推進 ○新公会計制度対応のための財務システム改修及び予算編成支援システム改修の設計を実施（3月完了）	（継続実施） ・会計基準を策定（3月完了） ・財務諸表を活用したPDCAサイクルの構築及びマネジメント手法の検討を推進 ○新公会計制度対応のための予算編成支援システムの一部改修を実施 ○新公会計制度対応のための財務システム改修完了・供用開始（3月）	◎財務諸表を活用したPDCAサイクルの構築及びマネジメント手法の検討を推進 ◎新公会計制度対応のための予算編成支援システムの改修を実施（10月から一部稼働・3月完了予定） ◎新しい財務書類4表の作成 ・財務システムによる日々仕訳入力の実施 ・公有財産管理システム等による資産価額情報の把握 ◎開始貸借対照表の作成（12月頃予定）
10	資産・債務改革の推進	地方公会計制度改革に基づく固定資産台帳の段階的整備等を通じて、資産の適正な把握や管理を行うとともに、未利用財産の適正な処分や県有財産の有効活用の推進等により、資産・債務の圧縮を図る。	総務部	毎年度	○インフラ資産台帳整備ワーキンググループを設置 ・評価方法の検討、台帳の整備等を推進	○固定資産台帳を段階的に整備 ・複式簿記・発生主義会計に必要な固定資産台帳の整備及び資産情報の有効活用策の検討 等	（継続実施） ○資産情報の有効活用策を検討	（◎継続実施） （◎継続実施）

（持続可能な財政基盤の確立）

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期	22年度	23年度	24年度	25年度																								
11	地方財政健全化法等を踏まえた財政運営の推進	臨時の財源対策を極力抑制しながら、赤字に陥らないことはもちろんのこと、地方財政健全化法における財政指標を健全な水準に維持していく。 数値目標 地方財政健全化法に基づく財政指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）を早期健全化基準未満に維持する。 《参考》早期健全化基準 <table><tr><td>実質赤字比率</td><td>3.75%</td></tr><tr><td>連結実質赤字比率</td><td>8.75%</td></tr><tr><td>実質公債費比率</td><td>25%</td></tr><tr><td>将来負担比率</td><td>400%</td></tr></table>	実質赤字比率	3.75%	連結実質赤字比率	8.75%	実質公債費比率	25%	将来負担比率	400%	総務部	毎年度	○地方財政健全化法に基づく財政指標に留意しつつ、健全な財政運営に努める。 ・財政指標を健全な水準に維持しながら、適切に議会への報告、県民への公表を行う。 ●数値目標に対する実績 ＜22年度決算＞ <table><tr><td>実質赤字比率</td><td>赤字なし</td></tr><tr><td>連結実質赤字比率</td><td>赤字なし</td></tr><tr><td>実質公債費比率</td><td>13.4%</td></tr><tr><td>将来負担比率</td><td>264.3%</td></tr></table> 22年度は達成	実質赤字比率	赤字なし	連結実質赤字比率	赤字なし	実質公債費比率	13.4%	将来負担比率	264.3%	（継続実施） ●数値目標に対する実績 ＜23年度決算＞ <table><tr><td>実質赤字比率</td><td>赤字なし</td></tr><tr><td>連結実質赤字比率</td><td>赤字なし</td></tr><tr><td>実質公債費比率</td><td>14.9%</td></tr><tr><td>将来負担比率</td><td>256.7%</td></tr></table> 23年度は達成	実質赤字比率	赤字なし	連結実質赤字比率	赤字なし	実質公債費比率	14.9%	将来負担比率	256.7%	（継続実施） ●数値目標に対する実績 — （※24年度終了後の決算を踏まえて算定）	（◎継続実施） ●数値目標に対する実績 — （※25年度終了後の決算を踏まえて算定）
実質赤字比率	3.75%																															
連結実質赤字比率	8.75%																															
実質公債費比率	25%																															
将来負担比率	400%																															
実質赤字比率	赤字なし																															
連結実質赤字比率	赤字なし																															
実質公債費比率	13.4%																															
将来負担比率	264.3%																															
実質赤字比率	赤字なし																															
連結実質赤字比率	赤字なし																															
実質公債費比率	14.9%																															
将来負担比率	256.7%																															
12	県債の新規発行額の抑制	財政指標を健全な水準に維持できるよう、公債費を中長期的にコントロールするため、特例的な県債を除いた県債の新規発行額の抑制に取り組む。 数値目標 特例的な県債を除いた通常の県債の平成26年度当初予算時点における残高を平成21年度決算時点よりも減少させる。 《参考》21年度決算 3兆232億円	総務部	毎年度	○通常の県債の新規発行額を抑制 ●数値目標に対する実績 決算における県債残高（通常の県債に係るもの） 2兆9,372億円 ⇒21年度決算比 860億円減少 22年度は達成	（継続実施） ●数値目標に対する実績 決算における県債残高（通常の県債に係るもの） 2兆8,451億円 ⇒21年度決算比 1,781億円減少 23年度は達成	（継続実施） ●数値目標に対する実績 決算見込における県債残高（通常の県債に係るもの） 2兆7,735億円 ⇒21年度決算比 2,497億円減少 24年度は達成	（◎継続実施） ●数値目標に対する実績 当初予算ベースの県債残高（通常の県債に係るもの） 2兆7,048億円 ⇒21年度決算比 3,184億円減少 25年度は達成																								
13	公債費の平準化	銀行等引受債については、金利負担にも注意しながら、借換を要しない20年程度の定時償還債を積極的に活用し、県債残高の上昇幅を抑制する。	総務部	毎年度	○銀行等引受債は、20年程度の定時償還債を中心に発行	（継続実施）	（継続実施）	（◎継続実施）																								
14	公債費負担の抑制と円滑な資金調達	①公債費負担を抑制するため、減債基金の運用益の拡大や、より低利な一時借入金の調達に努める。また、グループファイナンス的な資金活用について検討する。 ②公債費を抑制し、安定的な資金調達を図るため、複数の格付取得の維持やその活用、市場公募債における発行年限や条件決定方式の多様化を図る。また、市場公募債の平準発行に引き続き取り組むとともに、銀行等引受債の発行の平準化、借換債の発行規模の平準化に取り組む。	総務部	毎年度	○減債基金の運用益拡大のため、市場公募地方債などによる運用を実施 ○安定的な資金調達のため、10年債を中心に、5年債、20年債、30年債などの多様な年限の市場公募債を発行 ・2年債（200億円）の発行	（継続実施） （継続実施） ・7年債（100億円）、15年債（200億円）の発行	（継続実施） （継続実施） ・15年債（250億円）の発行	○資金事務の一元化を図るため、財務資金室を設置し、取組を推進 （◎継続実施） ・15年債（100億円）の発行																								

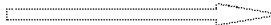
番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期	22年度	23年度	24年度	25年度
15	基金残高の回復	税収の急減に備え、財政調整基金や減債基金（任意分）などの基金残高の回復に努める。	総務部	毎年度	○21年度決算において、財政調整基金及び減債基金（任意分）の取崩し額を抑制し、22年度に引き継ぐ基金残高を回復 ≪回復額≫ 237億円 （21年度最終予算540億円 ⇒取崩し額303億円） ○22年度の県税収入や地方財政措置の増収などを活用し、減債基金（任意分）の取崩し額を抑制するとともに、財政調整基金への積立てを行い、23年度に引き継ぐ基金残高を回復 ≪回復額≫ 1,430億円 減債基金（任意分）取崩し取止め 1,050億円 財政調整基金への積立額 380億円	○22年度決算において、減債基金（任意分）の取崩しを取止め、23年度に引き継ぐ基金残高を回復 ≪回復額≫ 200億円 （22年度最終予算200億円 ⇒全額取崩し取止め） ○23年度の県税収入や地方財政措置の増収などを活用し、減債基金（任意分）の取崩し額を抑制し、24年度に引き継ぐ基金残高を回復 ≪回復額≫ 1,164億円 減債基金（任意分）取崩し取止め 1,164億円	○23年度決算において、財政調整基金及び減債基金（任意分）の取崩しを取止め、24年度に引き継ぐ基金残高を回復 ≪回復額≫ 152億円 （23年度最終予算662億円 ⇒取崩し額510億円） ○24年度の県税収入や地方財政措置の増収などを活用し、減債基金（任意分）の取崩し額を抑制し、25年度に引き継ぐ基金残高を回復 ≪回復額≫ 767億円 減債基金（任意分）取崩し取止め 767億円	○24年度決算見込において、減債基金（任意分）の取崩しを取止め、25年度に引き継ぐ基金残高を回復 ≪回復額≫ 160億円 （24年度最終予算400億円 ⇒取崩し額240億円）

② 事務事業の見直しと県が真に果たすべき役割への集中
 （事務事業の見直し）

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期	22年度	23年度	24年度	25年度
16	事務事業の総点検を活用した事務事業の見直し	平成21年度にすべての事務事業を対象に実施した点検結果などを活用しながら、毎年度の予算編成において、必要性、役割分担及び実施手法の見地からの見直しを徹底していく。  効果目標 事務事業の見直しによる効果額として、毎年度おおむね60億円を確保する。	全部局	毎年度	○各局予算・人事・行革担当による作業チームを編成・事前に事務事業の見直しに着手し、予算編成・定数管理に活用 ●数値目標に対する実績 効果額 202億円 22年度は達成	（継続実施） 重点改革プログラム 19 国等関係団体年会費・負担金の見直し 重点改革プログラム 37 福祉医療制度の見直し 重点改革プログラム 38 私学助成の見直し 重点改革プログラム 39 時限設定の徹底による見直し ●数値目標に対する実績 効果額 90億円 23年度は達成	（継続実施） ●数値目標に対する実績 効果額 102億円 24年度は達成	（◎継続実施） ●数値目標に対する実績 効果額 59億円 25年度はおおむね達成

③ 効果的・効率的な行政運営の推進

(民間委託等の推進)

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期				
					22年度	23年度	24年度	25年度
17	民間委託の推進	効率的なサービスの提供やサービス水準の向上等民間委託による効果が期待される事務事業について、公正性・公平性や個人情報の保護、責任範囲の明確化、費用対効果等に十分留意しながら、積極的に民間委託を進める。	関係部局	順次実施	○自動車二税申告書処理業務を委託 ○県庁警備業務の委託範囲を拡大 ○環境調査センターにおける有害大気汚染物質モニタリング調査業務等を委託 ○森林・林業技術センター林木育種場における種苗の生産、育成、管理業務を委託 ○矢作川利水施設管理における夜間休日等の監視操作など管理業務を委託 ○上野・犬山浄水場の運転管理業務を委託 ○外国青年語学講師配置業務の委託化を段階的に実施 ○がんセンター愛知病院看護補助業務を一部委託 《参考》 民間委託の推進による職員定数の削減(知事部局等) 33人	○上野・犬山浄水場の運転管理業務を全部委託 ○愛知県体育館施設保守業務を委託 ○外国青年語学講師配置事業を全部委託(9月移行完了) ○鉱山採掘業務の全部委託(24年度予定)に向けた準備 ○学校給食業務の段階的な委託を検討(夜間定時制高校への拡大に向けモデル校による実施を検討) 《参考》 民間委託の推進による職員定数の削減(知事部局等) 11人	○県税事務所の軽油分析業務を委託 ○県庁警備業務の民間委託範囲を拡大 ○コロニー中央病院給食業務を全部委託 ○鉱山採掘業務を全部委託 ○がんセンター中央病院における庁舎管理業務の民間委託範囲を拡大 ○学校給食業務の段階的な委託を検討(夜間定時制高校学校給食在り方検討委員会の開催 年4回) 《参考》 民間委託の推進による職員定数の削減(知事部局等) 11人	○豊橋南部浄水場の運転管理業務を委託 ○学校給食業務の段階的な委託を検討 ・2校で試行的に民間委託を導入 ・夜間定時制高校学校給食在り方検討委員会の開催 年1回 《参考》 民間委託の推進による職員定数の削減(知事部局等) 4人
18	PFIの導入	「愛知県PFI導入ガイドライン」に基づき、PFI導入の効果が認められる事務事業について、引き続きPFIの導入を進める。	関係部局					○愛知県PFI推進会議を設置し、全庁的な検討体制を構築(4月実施)
		○浄水場排水処理業務へのPFIの導入 三河地域における浄水場排水処理業務(汚泥処理業務)へのPFIの導入に向けた取組を進めるとともに、尾張地域への導入についても検討する。	(企業庁)	23年度(三河地域) 22年度以降(尾張地域)	○三河地域の6浄水場排水処理業務へのPFIの導入について契約を締結	○PFI導入(三河地域)	○尾張地域への27年度実施に向けた検討	 (◎継続実施)
重点改革プログラム 35 水道事業の一層の経営効率化								

(市場化テストの推進)

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期				
					22年度	23年度	24年度	25年度
19	市場化テストの推進	民間から提案のあった業務のうち、県が行うべき業務で、特別の法規制がなく、県職員が直接に実施する必要がない業務を検討対象として、「あいち市場化テスト監理委員会」による監理の下で、公平性、中立性、透明性を確保しながら市場化テストを推進する。	関係部局	毎年度	○民間から提案のあった業務についてマーケティング調査を実施するなど市場化テストの対象拡大を検討 ○医業未収金回収業務を民間委託化(がんセンター中央病院) ○県営住宅退去者に係る滞納家賃回収業務を民間委託化(試行)	(継続実施) ○医業未収金回収業務の民間委託化の対象病院を4病院1診療所に拡大 ○県営住宅退去者に係る滞納家賃回収業務の民間委託を本格実施 重点改革プログラム 18 税外債権の徴収強化	(継続実施) (継続実施) (継続実施)	○市場化テストで培った様々な方策を包含させた、新たな官民連携のフレームづくりを目指す (継続実施) (継続実施)

(公の施設の見直し)

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期	年度			
					22年度	23年度	24年度	25年度
20	公の施設の廃止・民営化・地元移管等	民間との競合、県としての存置の意義、利用率などの観点から県が設置する公の施設としての必要性を見直し、廃止、民営化、地元移管等を進める。	関係部局	順次実施	○行政評価(事務事業評価)や事務事業の見直しに係る検討を踏まえ、各施設の必要性等について検討 ○4施設廃止等 公の施設数:93施設(22年度末)	(継続実施) ○17施設廃止等 公の施設数:76施設(23年度末) ○2施設廃止等 公の施設数:74施設(24年度末) 重点改革プログラム 1 芸術文化センターへの指定管理者制度の導入などによる活性化 重点改革プログラム 2 陶磁資料館への指定管理者制度の導入などによる活性化 重点改革プログラム 7 愛知こどもの国の見直し 重点改革プログラム 9 野外教育センターの見直し 重点改革プログラム 10 岡崎総合運動場の見直し 重点改革プログラム 11 愛知県体育館の利用拡大 重点改革プログラム 12 愛知県スポーツ会館の見直し 重点改革プログラム 27 高等技術専門校の見直し 重点改革プログラム 28 犬山国際ユースホステルの見直し 重点改革プログラム 36 県立病院のあり方の検討		(◎継続実施)
21	ふれあい広場の廃止	名古屋市内に設置しているふれあい広場(7施設)について、個々の地域の実情を勘案しながら順次廃止する。 《対象施設》 東、西、昭和、瑞穂、中川、守山ふれあい広場及び緑ふれあい大高広場	地域振興部	順次実施	○西ふれあい広場を廃止 ○その他の施設についても、順次、名古屋市・地元との調整	○中川ふれあい広場を廃止 ○瑞穂ふれあい広場を廃止 (継続実施) 重点改革プログラム 6 ふれあい広場の廃止	(継続実施)	(◎継続実施)
22	心身障害者コロニー再編計画の推進	愛知県心身障害者コロニー再編計画(平成19年3月策定、計画期間平成18～27年度)に基づき、入所者の地域生活移行を進め、医療支援部門、地域療育支援部門、研究部門の三つの部門に機能を再編した「愛知県療育医療総合センター(仮称)」へ平成24年度を目途に転換する。	健康福祉部	毎年度	○入所者の地域生活移行を推進 ○療育医療総合センター(仮称)の機能・規模等に関する調査を実施	(継続実施) ○再編後の規模・組織について検討	(継続実施) ○療育医療総合センター(仮称)の基本設計を実施 ○療育医療総合センター(仮称)重心棟の実施設計に着手	(◎継続実施) ○療育医療総合センター(仮称)の実施設計を実施
23	県立社会福祉施設の移譲等	障害者支援施設、婦人保護施設、救護施設、児童福祉施設などの県立社会福祉施設については、地域の福祉ニーズ等を踏まえ、指定管理者等への移譲を検討又は実施する。 なお、青い鳥医療福祉センターと第二青い鳥学園については、運営方法等の検討を行った上で、移譲について検討する。	健康福祉部	毎年度	○昭和荘、ならわ学園、希全センター、はなのき寮、すぎのき寮、藤川寮、弥富寮、半田更生園、新生寮、明知寮、白菊荘、成願荘について、社会福祉法人への移譲(23年度予定)に向けて、準備・調整を推進 ○青い鳥医療福祉センター、第二青い鳥学園の今後の運営や移譲等について協議・検討を推進	○左記12施設を社会福祉法人に移譲 (継続実施)	(継続実施)	(◎継続実施)

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期	22年度	23年度	24年度	25年度
24	第二青い鳥学園の機能等の見直し	平成21年度に実施した調査結果を踏まえ、機能・運営及び規模等の見直しを進める。	健康福祉部	22年度以降	○新たな機能の充実を前提とした施設の整備主体及び整備場所について検討	○全面改築(25～26年度)に向けて基本設計を実施	○全面改築(25～26年度)に向けて実施設計を実施	◎全面改築工事を実施予定
25	歯科衛生専門学校の廃止	官民の役割分担の観点から、平成23年度に廃止する。 なお、未就業歯科衛生士の再就業を支援していく。	健康福祉部	23年度	○廃止(23年度予定)に向けた準備、調整を推進 ○未就業歯科衛生士の再就業支援方策を検討	○廃止 ○歯科衛生士再就業支援事業(歯科衛生士バンク事業)を実施 完了		
26	勤労福祉会館等の廃止	労働者福祉施設である勤労福祉会館等(8施設)は、原則として施設経過年数をもとに廃止する。なお、施設の活用を希望する地元市には移管する。	産業労働部	22年度以降	○勤労会館を廃止(4月) ○岡崎勤労福祉会館を廃止・地元移管(4月) ○半田勤労福祉会館、津島勤労福祉会館の廃止・地元移管(23年度予定)に向けて地元協議を推進	○半田勤労福祉会館を廃止・地元移管(4月) ○津島勤労福祉会館を廃止(4月) ※屋外運動施設部分を先行して地元移管(10月) ○豊橋勤労福祉会館の廃止・地元移管(24年度予定)に向けて地元等との協議を推進 ○サンライフ名古屋の廃止(24年度予定)に向けて関係機関と調整 重点改革プログラム 8 勤労福祉会館等の早期廃止	○豊橋勤労福祉会館を廃止(4月)(25年3月地元移管) ○サンライフ名古屋を廃止・警察本部へ移管(4月) ○津島勤労福祉会館を地元移管(4月)	◎一宮勤労福祉会館の廃止・地元移管(26年度予定)、尾西勤労青少年センターの廃止(28年度予定)に向けて地元市と協議
27	農業大学校研究科の廃止	農業大学校研究科の取組内容や機能代替手法を検討の上、その廃止の決定を平成26年度までに行う。	農林水産部	26年度まで	○研究科のあり方検討会を設置・機能代替手法などの課題について検討	○機能代替手法案の検討、作成	(継続実施)	(◎継続実施)
28	県営住宅の効率的な管理運営	既設住宅の建替については、事業年度の平準化を図るため、長期的な視点で計画的に実施する。 また、長寿命化改善を行うことで除却、建替時期を先送りするなど、建替戸数等の減少について検討する。 併せて、家賃の徴収率向上について、より一層の対策を講じる。	建設部	毎年度	○建替工事を計画的に実施 紅梅住宅始め431戸(H22～H24) ○長寿命化改善(基本調査) 万場東住宅・小本西住宅 ○住宅供給公社の家賃徴収体制を強化	○建替工事を計画的に実施 愛宕住宅始め435戸(H23～H25) ○長寿命化改善(基本調査) 古鳴海住宅・川中住宅(実施設計) 万場東住宅	○建替工事を計画的に実施 猪子石住宅始め414戸(H24～H26) ○長寿命化改善(基本調査) 中川住宅始め2住宅(実施設計) 小本西住宅始め3住宅(工事) 万場東住宅	◎建替工事を計画的に実施 千年住宅始め330戸(H25～H27) ◎長寿命化改善(基本調査) 当地住宅始め2住宅(実施設計) 中川住宅始め2住宅(工事) 小本西住宅始め3住宅
29	循環器呼吸器病センター機能の市への移行	尾張西部医療圏における循環器医療の充実・維持を図るため、循環器呼吸器病センターについて、機能を一宮市立市民病院へ移行するとともに、その一部を稲沢市民病院が分担できるよう体制を整えた上で、廃止する。	病院事業庁	22年度	○市民病院への機能移行とともに施設を廃止(10月) 完了			
30	県立高等学校の再編整備	県立高等学校再編整備計画に基づき、適正な学校規模を確保し、魅力と活力ある県立学校づくりに取り組む。 ・鳳来寺高等学校の廃止(平成23年度) ・作手高等学校の校舎(分校)化(平成23年度)	教育委員会	23年度まで	○23年4月の廃止・校舎(分校)化に向けて準備、調整	○鳳来寺高等学校廃止 ○新城東高等学校作手校舎(分校)設置 完了		

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期	22年度	23年度	24年度	25年度
31	宿泊施設を有する公の施設のあり方の検討	宿泊施設を有する公の施設について、民間との競合、県としての存置の意義、利用率などの観点から、県が設置する公の施設としての必要性和今後のあり方について検討する。	関係部局 (教育委員会)	毎年度	○行政評価(事務事業評価)や事務事業の見直しに係る検討を踏まえ、各施設の必要性等について検討	（継続実施） ○あいち健康の森健康科学総合センター（診療所及び関連区域以外の区域）において、公募により民間事業者を指定管理者として指定 重点改革プログラム 28 犬山国際ユースホステルの見直し	（継続実施）	（◎継続実施）
		22年度以降		○野外教育センターの利用状況（時期・団体・地域）や類似施設の設置状況等に関する資料・データを収集・整理するなど調査、検討を推進	（継続実施） ○野外教育センターの利用率向上策の実施 ・自然体験活動指導者向けの体験プラン ・冬季合宿プラン ○施設のあり方を検討（随時実施） ・利用率向上策及び効率的な運営方法について指定管理者と意見交換（12月実施） 重点改革プログラム 9 野外教育センターの見直し	（継続実施） ・合宿応援プラン（11～3月実施） ・地域の特性を活かした体験学習プログラムの拡充等 （継続実施） ・地元市との協議	（◎継続実施） （◎継続実施）	
32	公の施設の利用促進	利用料金のクレジットカード払いや旅行会社のクーポン券の取扱い等、公の施設の利用促進を図るための取組を進める。	関係部局	毎年度	○クレジットカード払いやクーポン券の取扱い等の利用促進策を継続（愛知県美術館、陶磁資料館、あいち健康プラザ、犬山国際ユースホステル） ○ウィルあいちの利用促進策を実施 ・貸施設の休館日の廃止、利用時間の延長、利用予約の早期受付、宿泊料金のクレジット払いの取扱い	○陶磁資料館の利用促進策を実施 ・リニモ沿線施設との連携事業（リニモ沿線ミュージアムウィーク） ○ウィルあいちの利用促進策を実施 ・貸施設の休館日の廃止、利用時間の延長、利用予約の早期受付、宿泊料金のクレジット払いの取扱い	○陶磁資料館の利用促進策を実施 ・開館35周年にあわせた施設の新名称、愛称、マスコットキャラクターの公募 ・チラシやホームページ等に割引券を掲載 ・JAF会員証の提示による割引、名都美術館との相互割引等 ・イオンのCSR活動を誘致 ・ホームページリニューアル（25年2月から運用開始）	○陶磁資料館の利用促進策を実施 ・開館35周年にあわせ「陶磁美術館」に名称変更 ・「陶磁美術館」の愛称・マスコットキャラクターの公表 ・企業のCSR活動の誘致活動 ・リニモ周辺施設との連携事業
						重点改革プログラム 16 レクリエーション・スポーツ施設及び文教施設の利用拡大		
33	公園等施設のあり方の検討	公園等施設について、県民のニーズ、社会状況の変化を踏まえ、機能・規模の適正化、運営の形態等今後のあり方を検討する。	関係部局	22年度検討着手	○県営公園を所管する部局で構成する検討作業チームを設置 ・各施設の現状や課題について調査・検討 ○愛知こどもの国あり方検討準備会議を設け、施設のコンセプトを含めた検討に着手	○22年度の課題整理等を踏まえ、今後の整備、管理の方向性等について検討 ○愛知こどもの国の見直しについて地元市と協議	（継続実施） ○愛知こどもの国の見直しについて地元市等と調整・検討し、見直し案を公表（3月実施）	（◎継続実施） ◎愛知こどもの国の管理運営主体を26年度から地元団体に変更するための準備、一部遊具等の廃止・移譲のための準備
						重点改革プログラム 7 愛知こどもの国の見直し		

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期				
					22年度	23年度	24年度	25年度
34	指定管理者の公募	当初指定時の経過措置として任意指定している施設については、平成22年度以降、原則公募により指定管理者を選定する。 なお、継続的・安定的なサービスの提供に特別な配慮を要する施設については、任意指定又は指定管理者制度以外の管理方法への切替えを検討する。	関係部局	22年度	○23年度からの指定期間の更新に向け、公募による指定管理者選定施設を30施設に拡大して公募実施 新規公募施設 17施設 公募継続施設 13施設 完了			
35	指定管理者制度の積極的活用	県直営施設への指定管理者制度の導入を検討する。	関係部局	毎年度	○県直営の各施設の管理状況や課題等の調査、検討を推進	(継続実施)	(継続実施) ○芸術文化センター(栄施設)への指定管理者制度の導入内容を検討し、平成26年度からの芸術劇場を中心とした指定管理者制度導入の方針決定 ・指定管理者制度導入のための条例改正(2月議会) ○芸術文化センター(図書館)について、平成25年度からの施設管理業務を対象とした指定管理者制度導入のための条例改正及び指定管理者の公募、指名に係る手続きを実施 ・条例改正(6月議会) ・指定管理者公募・選定(8～11月) ・指定管理者指定(12月議会) ○陶磁資料館の施設管理業務を中心とした指定管理者制度の導入効果及び可能性を検討	◎芸術文化センター(栄施設)への指定管理者制度導入に係る組織、事業内容等の検討 ・指定管理者の任意指定に係る手続きを実施予定 ○芸術文化センター(図書館)の施設管理業務を対象として、指定管理者制度導入(4月実施) (◎継続実施)
重点改革プログラム 1 芸術文化センターへの指定管理者制度の導入などによる活性化								
重点改革プログラム 2 陶磁資料館への指定管理者制度の導入などによる活性化								
重点改革プログラム 27 高等技術専門校の見直し								

(県関係団体の見直し)

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期				
					22年度	23年度	24年度	25年度
36	県関係団体のあり方 の見直し	公益法人認定、指定管理者の公募結果及び第三セクター等経営改革など諸課題の動向を注視しつつ、引き続き統廃合や役割の見直しを検討する。	関係部局	毎年度	○団体の自立性、事業内容等を踏まえ、団体に対する県の関与の見直しを検討 ○公益法人認定に対する対応について、団体との協議・調整を推進	(継続実施)	(継続実施)	(◎継続実施)
重点改革プログラム 32 地方3公社の見直し						(継続実施)	(継続実施)	(◎継続実施)

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期	実施時期			
					22年度	23年度	24年度	25年度
37	労働協会のあり方の検討	主たる業務である勤労福祉会館等が廃止される中、公益法人制度改革を見据えた労働協会の担うべき役割を幅広く検討する。	産業労働部	23年度まで	○協会が担うべき役割、公益又は一般財団法人化に向けた対応について検討	○25年4月の公益財団法人の移行認定に向け、労働協会と調整（通年実施） ○「愛知県労働協会のあり方に関する検討会議」を設置し、提言をとりまとめ、公表（3月実施） 完了 重点改革プログラム 29 労働協会の見直し		
38	雇用開発協会のあり方の検討	サンライフ名古屋の廃止等に伴い、雇用開発協会のあり方について検討する。	産業労働部	22年度	○今後のあり方について、同協会及び愛知労働局等との協議、検討を推進	○雇用開発協会会員の意向を確認の上、23年度末をもって廃止（3月実施） 完了 重点改革プログラム 30 雇用開発協会の見直し		
39	土地開発公社のあり方の検討	用地取得事業の減少に伴い、土地開発公社のあり方を幅広く検討する。	建設部	22年度検討着手	○建設部内に検討プロジェクトチームを設置し、スリム化等の課題を検討・公社保有土地の計画的削減、今後の用地取得の体制等の検討を推進	（継続実施） 重点改革プログラム 32 地方3公社の見直し 完了	○愛知県土地開発公社のあり方に関する方針＜今後の方向性＞を策定し公表（1月実施） 完了	
40	県関係団体の経営改善計画策定・推進への支援	各団体における経営改善計画の策定・推進を支援する。 数値目標 平成26年度末において、県関係団体の経営改善計画（計画期間：平成23年度～27年度）に定める目標値に対する進捗率80%以上を確保する。	関係部局	22年度から	○各団体（20団体）について監査法人から意見書の提出を受け、計画策定に向けた助言・指導を推進	○各団体の経営改善計画をとりまとめ、公表	○各団体の経営改善実績状況の評価 数値目標に対する実績 平成23年度年次数値目標について96指標のうち50指標で目標を達成	（◎継続実施） 数値目標に対する実績 — （※24年度終了後の決算を踏まえて評価）

（第三セクターの経営改革の推進）

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期	実施時期			
					22年度	23年度	24年度	25年度
41	第三セクターのあり方の見直し	県の出資が少ない法人について、出資当時から状況変化や公益法人認定の動向を踏まえて現状を総点検し、改めて出資の必要性を検証する。	関係部局	22年度から25年度まで	○愛知県出資法人等経営検討委員会（学識経験者等で構成）により、法人の経営状況や改革プランの進捗状況等について調査・審議	（継続実施）	（継続実施）	（◎継続実施）
						重点改革プログラム 17 県が出資している株式会社への適切な配当要求 重点改革プログラム 33 名古屋港の運営の民営化の検討		
42	私学振興事業財団のあり方の検討	「改革プラン」をもとに、廃止を含めた私学振興事業財団のあり方を検討し、見直しを進める。	県民生活部	22年度から	○財団の改革計画の策定を支援（⇒23年3月に策定） ※平成31年度を目途に財団を廃止する方針を提示 ○私立高等学校授業料軽減事業等について財団事業から県事業に移行	○財団の改革計画に基づき必要な事業の県事業移行を検討	（継続実施）	（◎継続実施）

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期	22年度	23年度	24年度	25年度
43	農林公社の経営改革の推進	「改革プラン」をもとに、農林公社において経営改善計画を策定し、経営改革を進める。	農林水産部	22年度から	○公社の集中経営改善プラン(22～24年度)の推進について助言・指導を推進 ・3.8haの保有農地を処分 ・分収造林事業について、採算林と不採算林の選別にに向けた現地調査を実施(H22年度末進捗率:60%)	○24年度までに全ての保有農地の処分を目標として農地保有合理化事業の見直しを検討 ・保有農地1.7haを処分 ○分収造林事業について、採算林・不採算林の選別	○保有農地2.3haを処分 ・24年度末保有農地4ha ○民事再生による法的整理手続を申立(2月実施) 【民事再生の基本方針】 ・農地保有合理化事業は廃止(平成25年度末) ・分収造林事業は基本的に県が承継(平成27年度末) ・再生期間は分収林契約の契約者との調整期間を考慮し3年	◎民事再生による法的整理を実施 ・民事再生計画案提出(5月) ・民事再生計画認可の決定(7月)
					重点改革プログラム 31 農林公社の見直し			
44	住宅供給公社の経営改革の推進	「改革プラン」をもとに、住宅供給公社において経営改善計画を策定し、経営改革を進める。	建設部	22年度から	○公社の中期経営計画(21～30年度:22年3月策定)の推進について助言・指導を推進	(継続実施) ○県営住宅管理業務の管理代行への移行準備(通年実施)	(継続実施) ○県営住宅管理業務の管理代行への移行(4月実施)	(◎継続実施)
					参考:重点改革プログラム 32 地方3公社の見直し			
45	第三セクターの経営状況の点検評価、公表	「愛知県出資法人等経営検討委員会」を活用し、経営改革の実施状況や県が基本財産等の4分の1以上を出資している法人等(計53法人)の経営状況を定期的に点検・評価し、結果を公表する。	関係部局	毎年度	○経営状況について調査・点検・評価を実施	(継続実施)	(継続実施)	(◎継続実施)

(公営企業の経営改善)

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期	22年度	23年度	24年度	25年度																																				
46	企業庁次期中期経営計画の策定、推進	次期中期経営計画(計画期間:平成23～27年度)を策定・公表の上、健全な経営に取り組む。また、経営状況を積極的に公表するとともに、引き続き業績評価に取り組む。 <u>数値目標</u> 平成22年度については、現行中期経営計画に定める数値目標を達成する。 平成23年度以降については、次期中期経営計画(平成22年度策定予定)において数値目標を定める。	企業庁	22年度策定 23年度から	○第2次企業庁次期中期経営計画を策定、公表(23年3月) <u>●数値目標に対する実績</u> <table><tr><th>(主な項目)</th><th>経常収支比率</th><th>給水原価</th></tr><tr><td>水道事業</td><td>120% 〔110%以上〕</td><td>60円/㎡ 〔67円/㎡以下〕</td></tr><tr><td>工業用水道事業</td><td>108% 〔98%以上〕</td><td>29円/㎡ 〔33円/㎡以下〕</td></tr></table> 〔 〕は目標値	(主な項目)	経常収支比率	給水原価	水道事業	120% 〔110%以上〕	60円/㎡ 〔67円/㎡以下〕	工業用水道事業	108% 〔98%以上〕	29円/㎡ 〔33円/㎡以下〕	○第2次企業庁次期中期経営計画のフォローアップ <u>●数値目標に対する実績</u> <table><tr><th>(主な項目)</th><th>経常収支比率</th><th>給水原価</th></tr><tr><td>水道事業</td><td>121% 〔115%以上〕</td><td>59円/㎡ 〔62円/㎡以下〕</td></tr><tr><td>工業用水道事業</td><td>107% 〔100%以上〕</td><td>28円/㎡ 〔29円/㎡以下〕</td></tr></table> 〔 〕は目標値	(主な項目)	経常収支比率	給水原価	水道事業	121% 〔115%以上〕	59円/㎡ 〔62円/㎡以下〕	工業用水道事業	107% 〔100%以上〕	28円/㎡ 〔29円/㎡以下〕	(継続実施) <u>●数値目標に対する実績</u> <table><tr><th>(主な項目)</th><th>経常収支比率</th><th>給水原価</th></tr><tr><td>水道事業</td><td>120% 〔115%以上〕</td><td>59円 〔61円/㎡以下〕</td></tr><tr><td>工業用水道事業</td><td>108% 〔100%以上〕</td><td>28円 〔29円/㎡以下〕</td></tr></table> 〔 〕は目標値	(主な項目)	経常収支比率	給水原価	水道事業	120% 〔115%以上〕	59円 〔61円/㎡以下〕	工業用水道事業	108% 〔100%以上〕	28円 〔29円/㎡以下〕	(◎継続実施) <u>●数値目標に対する実績</u> <table><tr><th>(主な項目)</th><th>経常収支比率</th><th>給水原価</th></tr><tr><td>水道事業</td><td>— 〔110%以上〕</td><td>— 〔63円/㎡以下〕</td></tr><tr><td>工業用水道事業</td><td>— 〔100%以上〕</td><td>— 〔29円/㎡以下〕</td></tr></table> 〔 〕は目標値 (※25年度終了後の決算を踏まえて算定)	(主な項目)	経常収支比率	給水原価	水道事業	— 〔110%以上〕	— 〔63円/㎡以下〕	工業用水道事業	— 〔100%以上〕	— 〔29円/㎡以下〕
(主な項目)	経常収支比率	給水原価																																										
水道事業	120% 〔110%以上〕	60円/㎡ 〔67円/㎡以下〕																																										
工業用水道事業	108% 〔98%以上〕	29円/㎡ 〔33円/㎡以下〕																																										
(主な項目)	経常収支比率	給水原価																																										
水道事業	121% 〔115%以上〕	59円/㎡ 〔62円/㎡以下〕																																										
工業用水道事業	107% 〔100%以上〕	28円/㎡ 〔29円/㎡以下〕																																										
(主な項目)	経常収支比率	給水原価																																										
水道事業	120% 〔115%以上〕	59円 〔61円/㎡以下〕																																										
工業用水道事業	108% 〔100%以上〕	28円 〔29円/㎡以下〕																																										
(主な項目)	経常収支比率	給水原価																																										
水道事業	— 〔110%以上〕	— 〔63円/㎡以下〕																																										
工業用水道事業	— 〔100%以上〕	— 〔29円/㎡以下〕																																										

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期	22年度	23年度	24年度	25年度
47	県立病院経営中期計画の推進	県立病院経営中期計画(計画期間平成22～24年度)に基づき、良質な医療を確保しつつ、健全な経営に取り組む。また、経営状況を積極的に公表するとともに、引き続き学識経験者や病院利用者等で構成する県立病院経営改善推進委員会による業務評価等に取り組む。 数値目標 平成24年度末までに、病院部門の経常黒字を達成する。	病院事業庁	22年度から	○高度専門医療の実施 ・がんセンター尾張診療所を設置 ・循環器呼吸器病センター機能を一宮市立市民病院等に移行(センター施設は廃止) ・あいち小児保健医療総合センターにおける土曜夜間、日曜・祝日の小児救急医療を提供 ○経営改善の推進 ・医業未収金回収業務の委託化(がんセンター中央病院) 等	○高度専門医療の実施 ・がんセンター中央病院における外来化学療法棟の建設(着工) ・がんセンター尾張診療所における外来化学療法の実施 ○経営改善の推進 ・医業未収金回収業務委託化の拡大(4病院1診療所) 等 重点改革プログラム 36 県立病院のあり方の検討 ●数値目標に対する実績 平成22年度収支状況 ・収益296.1億円 支出298.1億円 差引損益 △2.0億円 経常収支比率 99.3%	○高度専門医療の実施 ・城山病院における先進的な専門医療の提供に向けた全面改築(実施設計10月着手) ・あいち小児保健医療総合センターにおける高度小児救急医療の提供に向けた施設整備(基本設計7月着手、実施設計2月着手) (継続実施)	◎第2次県立病院経営中期計画に基づき、各種取組を推進 (◎継続実施)
17再掲	浄水場運転管理業務委託の推進	上野・犬山浄水場において運転管理業務を民間委託する。	企業庁	22年度	○委託化実施 完了(17再掲分)			
18再掲	浄水場排水処理業務へのPFIの導入	○浄水場排水処理業務へのPFIの導入 三河地域における浄水場排水処理業務(汚泥処理業務)へのPFIの導入に向けた取組を進めるとともに、尾張地域への導入についても検討する。	(企業庁)	23年度(三河地域) 22年度以降(尾張地域)	○三河地域の浄水場排水処理業務へのPFIの導入について契約を締結	○PFI導入(三河地域) 重点改革プログラム 35 水道事業の一層の経営効率化	○尾張地域への27年度実施に向けた検討	(◎継続実施)
48	内陸用地造成事業と臨海用地造成事業の会計統合	さらなる事務の合理化を進め経営改善を図るため、内陸用地造成事業と臨海用地造成事業の会計統合を行う。	企業庁	23年度	○23年4月予定の会計統合に向けて、電算システム改修等の準備作業を推進 完了	○会計統合		
49	企業立地部の組織再編	用地造成の進捗状況を踏まえ、経営の効率化を図るため、企業立地部の本庁組織、衣浦港工事事務所及び三河港工事事務所について、組織の見直しを行う。	企業庁	23年度以降	○組織体制・人員等の見直し案を検討	○企業立地部の企画調整課、企業誘致課及び工務課の3課を再編し、企業誘致課及び工務調整課を設置 ○衣浦港工事事務所を三河港工事事務所と統合し、三河港工事事務所衣浦出張所に改組 完了		
50	薬品、医療機器等の調達業務の改善	材料費等の削減のため調達業務の改善を図る。	病院事業庁	22年度	○薬品、診療材料の購入価格に係るWebベンチマークシステム(全国の医療機関の購入価格を把握・比較できるインターネットシステム)を導入(8月) 完了			

(効果的・効率的な資産管理)

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期	22年度	23年度	24年度	25年度
51	未利用財産の適正な処分	次の取組などにより、今後利活用見込のない県有財産の適正な処分を推進する。 ・県有財産利活用調整会議の開催 ・未利用財産の一般競争入札(うち不動産に係るものは予定価格を公表)等による売却 ・媒介販売委託の実施	総務部 建設部	毎年度	○一般競争入札等による未利用財産の売却を推進 23件 45億円	○一般競争入札等による未利用財産の売却を推進 18件 36億円	○一般競争入札等による未利用財産の売却を推進 26件 56億円	◎一般競争入札等による未利用財産の売却を推進 16件 16億円(見込)
					重点改革プログラム 5 県有地や県施設の空きスペースの利活用の拡大			
52	県有財産の有効活用の推進	自動販売機等に係る公募制の導入や広告看板、有料駐車場など、県有財産の余裕スペースの有効活用を図る取組を全庁的に拡大する。	全部局	毎年度 自動販売機に係る公募制導入 22年度から	○自動販売機等に係る公募制を導入 462台に公募制を導入 効果額 3億円/年 ○公の施設等への広告掲出を拡大 ○未利用土地の有料駐車場利用を拡大	○自動販売機等に係る公募制を実施 498台で公募制を実施 効果額 3億円/年 (継続実施)	○自動販売機等に係る公募制を実施 522台で公募制を実施 効果額 3億円/年 (継続実施)	◎自動販売機等に係る公募制を実施 493台で公募制を実施 効果額 3億円/年(見込) (◎継続実施)
					重点改革プログラム 4 未利用財産の活用方法への民間からの提案募集			
					重点改革プログラム 13-2 循環器呼吸器病センター跡地の利活用			
					重点改革プログラム 14 産業技術研究所の組織・運営の見直しと資産の利活用			
					参考: 重点改革プログラム 15 農業総合試験場の組織・運営の見直しと資産の利活用			
53	県有施設を戦略的に利用・管理・保全する仕組の構築	県有施設全体の現状を調査し、その結果を踏まえて、県有施設の利用の最適化、管理業務委託の仕様の共通化などによる効率化、計画的な保全管理など、県有施設をより戦略的に利用・管理・保全していくための仕組の段階的な構築に向けて検討する。	関係部局	22年度 検討着手	○愛知県行政改革推進本部(幹事会)に、県有施設を所管する部局で構成する作業部会を設置、各施設の現況調査を実施	○「県有施設利活用・保守管理プログラム」を順次策定していくことを決定 完了	重点改革プログラム 13 効果的・効率的な庁舎等の利用・管理(ファシリティマネジメントの導入)	
54	ESCO事業の導入拡大	県有施設の光熱水費を削減し、温室効果ガス排出量を削減するため、導入の可能性がある施設について個別に検討・調整を行い、ESCO事業の導入拡大に取り組む。	環境部	毎年度	○導入・拡大について調査、検討 ○省エネ対策手引書(病院編)、(福祉施設編)を作成し、県有施設管理者等に講習会を実施(3月実施)	(継続実施) ○省エネ対策手引書(学校編)、(文化施設編)を作成し、県有施設管理者等に講習会を実施(3月実施) ○県有施設の省エネに係る調査(5施設)(7~11月実施)	(継続実施) ○県有施設の省エネに係る調査(5施設)(8~9月実施)	(◎継続実施) ◎県有施設の省エネに係る調査を予定

(組織・機構の見直し)

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期	実施時期			
					22年度	23年度	24年度	25年度
55	本庁組織の機能強化等	平成18年4月に再編した現行の体制を基本としつつ、新しい政策課題や県政を取り巻く環境変化に柔軟に対応するため、本庁組織の機能強化など必要な見直しを行う。	関係部局	毎年度	○人権同和对策室を人権推進室に名称変更	○生物多様性条約第10回締約国会議の終了に伴い、COP10支援室を廃止	○地域産業課及び新産業課を再編し、産業振興課及び産業科学技術課を設置、産業振興課内に次世代産業室を設置 ○市町村行政・合併支援室を市町村行政支援室に名称変更 ○持続可能な開発のための教育(ESD)に関するユネスコ世界会議の開催支援のため、ESD会議支援室を設置 ○東日本大震災で発生した災害廃棄物の受入れのため、災害廃棄物処理推進室を設置(5月)、災害廃棄物の受入検討の終了に伴い、同室を廃止(10月) ○技能五輪全国大会及び全国障害者技能競技大会の開催準備のため、技能五輪・アビリンピック推進室を設置	○出納事務局を会計局に、出納課を会計課に組織改正 ○庁内の資金事務の一元化を図るため、財務資金室を設置 ○全国都市緑化フェアの開催準備のため、全国都市緑化フェア推進室を設置
56	地方機関の機能強化等	平成20年4月の見直しの定着を図るとともに、市町村合併や地方分権改革のさらなる進展を踏まえ、必要に応じ、関係事務の執行体制等について検討する。	関係部局	毎年度	○畜産総合センター酪農肉牛課を酪農課、肉牛課に改組 ○森林・林業技術センター林木育種場を廃止	○建築・住宅関係事務の執行体制を見直し ・建築・開発行政については9建設事務所の建築住宅窓口を4建設事務所に統合 ○産業技術研究所をあいち産業科学技術総合センターに改組(1月実施)	○東三河県民事務所及び新城設楽山村振興事務所を一元化して、総合出先機関として東三河総局に再編	○尾張建設事務所に尾張流域下水道出張所を設置、新川東部浄化センター出張所及び新川西部浄化センター出張所を廃止 ○新城設楽建設事務所の新東名高速道路新城出張所を廃止
57	自治研修所の組織の見直し	自治研修所の総務課と研修課を統合する。	総務部	22年度	○統合 完了			
58	児童(・障害者)相談センターの見直しの検討	中核市への児童相談所業務の移管と、これに伴う児童(・障害者)相談センターの体制の見直しについて検討する。	健康福祉部	毎年度	○中核市等の動向を踏まえて検討を推進	(継続実施)	(継続実施)	(◎継続実施)
59	保健所の見直しの検討	国における関係指針の見直しの内容を踏まえ、市町村への権限移譲や市町村と連携するものを仕分けしながら、保健所業務の見直しを検討する。	健康福祉部	26年度まで	○国の指針見直しに関する動向を踏まえて検討を推進	(継続実施)	○国の指針見直しを踏まえて検討	(◎継続実施)
60	農林水産業振興体制の見直し	農林水産業従事者等のニーズをとらえ、関係機関や団体・NPOなどと連携・協力しながら問題解決を図っていく、地域のコーディネーターとしての役割・機能を重視した組織体制のあり方について検討する。	農林水産部	26年度まで	○農林水産部内に検討チームを設置・本庁、地方機関職員の見意見交換等により課題検討	○意見交換会結果を踏まえた課題の整理、見直しの方向性の検討	(継続実施)	(◎継続実施)

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期	実施時期			
					22年度	23年度	24年度	25年度
61	県有林事務所のあり方の検討	県有林事務所の組織・機構のあり方を検討の上、必要な見直しを26年度までに行う。	農林水産部	26年度まで	○事務事業の整理・分析、鉱山採掘業務の全部委託化等を進めながら課題検討	(継続実施)	(継続実施) ○鉱山採掘業務を全部委託	(◎継続実施)
62	尾張建設事務所名古屋東部丘陵工事事務所の廃止	愛・地球博記念公園の地球市民交流センター整備終了により事業量が減少するため、業務を尾張建設事務所等に統合し、尾張建設事務所名古屋東部丘陵工事事務所を廃止する。	建設部	23年度	○23年4月廃止に向けて調整	○廃止 完了		
63	海部建設事務所日光川下流浄化センター出張所の廃止	日光川下流域下水道の第1期供用開始に伴い、出張所の所期の目的を達成したため、業務を海部建設事務所に統合し、海部建設事務所日光川下流浄化センター出張所を廃止する。	建設部	22年度	○出張所廃止 完了			
64	海部建設事務所日光川排水機場管理出張所の廃止	排水機場の増加に伴う業務量の増大に対応するため、海部建設事務所への本部集中による執行体制の効率化を図り、これにより海部建設事務所日光川排水機場管理出張所を廃止する。	建設部	22年度	○出張所廃止 完了			
49再掲	企業立地部の組織再編	用地造成の進捗状況を踏まえ、経営の効率化を図るため、企業立地部の本庁組織、衣浦港工事事務所及び三河港工事事務所について、組織の見直しを行う。	企業庁	23年度以降	○組織体制・人員等の見直し案を検討	○企業立地部の企画調整課、企業誘致課及び工務課の3課を再編し、企業誘致課及び工務調整課を設置 ○衣浦港工事事務所を三河港工事事務所と統合し、三河港工事事務所衣浦出張所に改組 完了		
65	交番・駐在所の再編	社会情勢や治安情勢の変化に対応し、限りある警察力の適正な配分により治安基盤の強化を図るため、交番・駐在所再編強化計画に基づき、1中学校区1交番を目安とする交番の新設・廃止や駐在所の統廃合などを行う。	警察本部	毎年度	○交番：新設2、廃止3、移転・建替4 駐在所：廃止1 ⇒交番△1、駐在所△1	○交番：廃止2、移転4 駐在所：廃止4、移転1 ⇒交番△2、駐在所△4	○交番：新設1、移転4 駐在所：廃止4 ⇒交番1、駐在所△4	◎交番：移転3 駐在所：移転1 ⇒交番、駐在所とも増減なし
66	愛知県庁業務継続計画の推進(防災体制の強化)	大規模地震災害が発生した場合の県庁の業務継続に係る各部局間の共通の課題について情報共有を図るとともに、解消に向けた検討や業務継続を推進するための全庁的な体制を構築するなど、県庁の業務継続に向けた部局間連携体制の強化を図る。	関係部局	毎年度	○愛知県庁業務継続計画推進会議(座長：副知事、構成員：各部長等)を設置し、全庁的な推進体制を整備 ○本庁職員研修、個別対応マニュアルの作成 ○執務室の安全対策やサードアウン等への対応措置を実施 ○地方機関及び市町村のBCP策定を支援等	(継続実施) ○本庁職員研修・訓練 ○西庁舎非常用電源設備整備工事実施設計・仮設トイレ購入等を実施 ○地方機関BCP策定手引きを作成 ○市町村のBCP策定アンケート調査等	(継続実施) ○西庁舎非常用電源設備工事等を実施 ○地方機関BCPの年度内策定に向けた説明会を実施(5・6月実施) ○市町村BCP研修会を実施(11月実施)	◎愛知県庁業務継続計画推進会議を開催(3月頃予定) ○本庁及び地方機関を対象に職員研修・訓練 ○西庁舎非常用電源設備工事等を実施 ◎市町村BCP研修会を実施(11月頃予定)等

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期	22年度	23年度	24年度	25年度
67	本庁と地方機関・地方機関の支所等の間における事務分担等の見直し	機動的な対応と事務の効率化を一層推進するため、本庁と地方機関、地方機関の支所等の間における事務分担及び権限配分の見直しについて検討する。	関係部局	毎年度	○土壌汚染対策の拡充(法・条例)に伴い本庁と事務所の権限配分を見直し(事務委任規則を改正)	○尾張県民事務所の会計事務の決裁基準を見直し、所長の専決権の一部を県民センター長(海部、知多)に適用	○地域特性を活かした地域づくりを推進するため、本庁機能の一部を東三河地域の地方機関へ移管 ○地域に密着に関わる許認可権限を東三河地域の地方機関へ移譲	○特定毒物研究者に対する立入検査等に関する権限を保健所長へ委任(事務委任規則を改正)
68	審議会等の見直し	次のような審議会等については、原則として廃止又は他の審議会等と統合する。 また、構成員の選任は、設置の目的を達成するために、効果的かつ合理的な構成及び人数とする。 ・社会情勢の変化に伴い審議事項が減少するなど設置の必要性が低下しているもの ・設置の目的や審議事項が他の審議会等と重複・類似するもの ・過去の開催実績が少なく今後の開催の見込みが薄いなど活動が不活発なもの 等	関係部局	毎年度	○市町村合併推進審議会を廃止 《22年5月時点設置数》 附属機関 65 附属機関に類する会議 63 ○審議会等委員の公募制導入を拡大 食育推進会議 屋外広告物審議会 等	○会議開催実績など運営状況を踏まえ、存置の必要性、あるいは廃止・統合等の見直しを検討 《23年5月現在設置数》 附属機関 65 附属機関に類する会議 63 ○審議会等委員の公募制導入を拡大 青少年保護育成審議会	(継続実施) 《24年5月現在設置数》 附属機関 66 附属機関に類する会議 66	(◎継続実施) 《25年5月現在設置数》 附属機関 65 附属機関に類する会議 63
		○生涯学習審議会と社会教育委員の統合を含めたあり方を検討する。	(教育委員会)	23年度以降		○生涯学習審議会と社会教育委員の統合について検討	○社会教育委員会議を廃止し、社会教育委員を生涯学習審議会に統合(6月実施) 完了	
69	女性委員の登用	審議会等の女性委員の登用を推進する。 数値目標 審議会等の委員について、平成22年度末までに女性を35%以上登用する。 平成23年度以降については、次期男女共同参画プラン(平成22年度策定予定)において数値目標を定める。《平成27年度末までに女性を37.5%以上登用する。》	関係部局	毎年度	○審議会等委員について、「あいち男女共同参画プラン21(旧プラン)」に基づき、女性委員の登用を推進 ○「あいち男女共同参画プラン2011-2015」を策定し、新たな数値目標を設定(23年3月) ●数値目標に対する実績 登用率34.87%(22年4月1日現在) ⇒35.99%(23年4月1日現在) ☞22年度末までの目標(35%以上)を達成 22年度は達成	○新たな数値目標の達成に向け、審議会等の女性委員の登用を推進 ●数値目標に対する実績 登用率35.99%(23年4月1日現在) ⇒36.34%(24年4月1日現在)	(継続実施) ●数値目標に対する実績 登用率36.34%(24年4月1日現在) ⇒36.67%(25年4月1日現在)	(◎継続実施) ●数値目標に対する実績 登用率36.67%(25年4月1日現在)

(試験研究機関の見直し)

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期	22年度	23年度	24年度	25年度
70	大学、企業等との連携強化、共同研究等の推進	競争的研究資金や受託研究等の外部資金の積極的な活用を図るとともに、大学、企業、官民研究機関等との共同研究等を積極的に推進する。 また、必要に応じて、外部資金獲得のための手続の簡素化や使途の弾力化について関係機関に要請していく。	関係部局	毎年度	【研究事例】 ・「知の拠点」における産学官の共同研究の推進(重点研究プロジェクト:予備研究) 食の安心・安全技術開発プロジェクト(衛生研究所) 他 ・微小粒子状物質PM2.5と光化学オキシダントの実態解明等(環境調査センター) ・未知の発達障害に関する病態・病因の解明に向けた研究(コロニー発達障害研究所) ・フレキシブル色素増感太陽電池の開発(産業技術研究所) ・施設園芸における省エネ対策(農業総合試験場) ・新たな癌スクリーニング法の開発(がんセンター) 等	【研究事例】 ・「知の拠点」における産学官の共同研究の推進(重点研究プロジェクト:本格研究) 食の安心・安全技術開発プロジェクト(衛生研究所) 他 ・地下水浄化に係る簡易浄化装置の開発研究(環境調査センター) ・脳の発達障害の発生機構及びその本態の究明と根治療法や予防法の開発(コロニー発達障害研究所) ・炭素繊維強化プラスチックのレーザー溶接技術の開発(産業技術研究所) ・野菜果樹の高品質、多収、安定生産と高温対策技術の確立等(農業総合試験場) ・癌幹細胞を標的とした癌根絶療法の創出(がんセンター) 等	【研究事例】 ・「知の拠点」(あいち産業科学技術総合センター)における産学官の共同研究の推進(重点研究プロジェクト:本格研究) 食の安心・安全技術開発プロジェクト(衛生研究所) 他 ・微小粒子状物質PM2.5と光化学オキシダントの実態解明等(環境調査センター) ・脳の発達障害の発生機構及びその本態の究明と根治療法や予防法の開発(コロニー発達障害研究所) ・新規高熱伝導性複合材料を用いた環境に優しいLED放熱部品の研究開発(あいち産業科学技術総合センター) ・農作物の病害虫防除対策技術の確立(農業総合試験場) ・極微細な初期がんや初期転移がんを発見できる次世代画像診断装置の開発(がんセンター) 等	【研究事例】 ・「知の拠点」(あいち産業科学技術総合センター)における産学官の共同研究の推進(重点研究プロジェクト:本格研究) 低環境負荷型次世代ナノ・マイクロ加工技術の開発プロジェクト(あいち産業科学技術総合センター) 食の安心・安全技術開発プロジェクト(衛生研究所 等) 超早期診断技術開発プロジェクト(がんセンター 等) ・PM2.5の短期的/長期的環境基準超過をもたらす汚染機構の解明(環境調査センター) ・脳の発達障害の発生機構及びその本態の究明と根治療法や予防法の開発(コロニー発達障害研究所) ・新規高熱伝導性複合材料を用いる環境に優しいLED放熱部品の研究開発(あいち産業科学技術総合センター) ・施設園芸における収量品質向上技術の開発(農業総合試験場) 等
71	他の自治体との連携の推進	他自治体との連携を推進するとともに、広域的な機能分担等の可能性について検討する。	関係部局	毎年度	【研究事例】 ・エンテロウィルスの検出と遺伝子解析(衛生研究所:山形県、富山県、長崎県等との共同研究) 等	【研究事例】 ・有機フッ素化合物の環境実態調査と排出源の把握(環境調査センター:兵庫県等との共同研究) 等	【研究事例】 ・HIV検査相談の充実と利用機会の促進に関する研究(衛生研究所:神奈川県、北海道、東京都等との共同研究) 等	【研究事例】 ・ワクチンにより予防可能な疾患に対する予防接種の科学的根拠の確立及び対策の向上に関する研究(衛生研究所:岩手県、千葉県、富山県、大阪府等との共同研究) 等
72	試験検査、調査分析業務の民間委託の推進	試験検査、調査分析業務等についての民間委託を積極的に活用する。	関係部局	毎年度 順次拡大	○有害大気汚染物質モニタリング調査業務、アスベスト大気環境調査を委託化(環境調査センター)	○民間委託を活用する業務等を検討	(継続実施)	(◎継続実施)
73	知的財産の保護、活用	試験研究機関における知的財産の創造・活用等のルールを定めた「知的財産戦略推進方針」に沿って、知的財産等の適切な権利化や企業への移転・活用などを推進する。 数値目標 試験研究機関が保有する知的財産の活用について、平成22年度末までに、民間企業への技術移転件数を100件まで拡大する。 平成23年度以降については、「第二期あいち知的財産創造プラン」(仮称)(平成22年度策定予定)において数値目標を定める。《※27年度末までに、特許権利用率(国内特許権分)を60%、新規実施契約件数を年間25件、知的所有権センターによる企業訪問を年間100件にまで高める。》	関係部局	毎年度	○新規特許実施契約を6件締結 ○22年度知的財産実施料収入 8,792千円 ○経済活動の国際化に対応するため、「愛知県職員の勤務発明等に関する規程」を改正 ●数値目標に対する実績 技術移転(特許実施契約)件数 累計96件(22年度末時点) 《参考》 21年度末時点技術移転件数 90件	○「新あいち知的財産プラン」を策定(5月) ●数値目標に対する実績 23年度末時点 ・特許権利用率 44% ・新規実施契約件数 18件 ・企業訪問件数 91件	○知的財産等の適切な権利化や企業への移転・活用などを推進 ●数値目標に対する実績 24年度末時点 ・特許権利用率 48% ・新規実施契約件数 19件 ・企業訪問件数 102件	●数値目標に対する実績 — (※25年度終了後に集計)

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期	22年度	23年度	24年度	25年度
74	発達障害研究所の再編	愛知県心身障害者コロニー再編計画（平成19年3月策定、計画期間平成18～27年度）に基づき、その機能を見直しながら、「愛知県療育医療総合センター（仮称）」の研究部門に再編する。	健康福祉部	24年度	○「愛知県療育医療総合センター（仮称）」の研究部門への再編（24年度目途に計画）に向けて大学等関係者と検討、調整	○発達障害を始めとした本県の障害者医療の拠点として、医療支援部門と一体的な研究部門として位置づけ	○療育医療総合センター（仮称）の基本設計を実施（6～3月実施）	○療育医療総合センター（仮称）の実施設計を実施
75	環境調査センターの組織・運営のあり方に関する中期的な計画の策定	COP10の開催成果も踏まえた上で試験研究の取組内容の検討を進め、投入できる財政的・人的資源が限られる中で、さらなる活性化を図っていくための組織・運営のあり方について中期的な計画を策定する。	環境部	22年度	○中期計画の策定に着手	○環境調査センター内の「環境学習プラザ」を東大手庁舎に移転させ、一般利用の拡大を推進 ○組織・運営のあり方について継続検討し、中期計画を策定（3月実施） 完了 重点改革プログラム 25 環境調査センターの組織・運営の見直し		
76	産業技術研究所の組織・運営体制の見直し	新たに整備を進める知の拠点との役割分担を踏まえながら、投入できる財政的・人的資源が限られる中で、さらなる活性化を図っていくため、組織・運営体制を見直す。	産業労働部	23年度までに	○組織・運営体制等に関して検討	○環境材料や自動車技術分野の部門を設置するなど組織を再編するとともに、職員を重点配置 ○「産業技術研究所」と「知の拠点」の先導的中核施設を統合し「あいち産業科学技術総合センター」を1月に設置し、2月から業務開始 完了 重点改革プログラム 14 産業技術研究所の組織・運営の見直しと資産の利活用		
77	農業総合試験場、水産試験場及び森林・林業技術センターの組織・運営のあり方に関する中期的な計画の策定	試験研究の取組内容及びその研究を実施していく上で必要な拠点のあり方を含めて検討を進め、投入できる財政的・人的資源が限られる中で、さらなる活性化を図っていくための組織・運営のあり方について中期的な計画を策定する。	農林水産部	22年度	○「愛知県農林水産業の試験研究基本計画2015」の策定に向けて検討	○「愛知県農林水産業の試験研究基本計画2015」を策定・公表（5月） ☞組織・運営のあり方については、課題の重点化、外部評価委員による評価制度の充実、競争的資金の積極的な活用などによって効率的な試験研究の推進に努めることとした。 完了 参考：重点改革プログラム 15 農業総合試験場の組織・運営の見直しと資産の利活用		
78	がんセンター研究所における寄付講座の開設に向けた検討	研究所の活性化及び自主財源の確保のため寄付講座の開設について検討する。	病院事業庁	23年度までに	○寄付講座の制度に関する調査・研究、導入にあたっての課題・問題点等の洗い出し	○寄附講座開設につながる特定寄付の積極的な受入れ準備 完了		

（業務の効率化等）

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期	22年度	23年度	24年度	25年度
79	事務の統合・集約によるサービスの向上や効率化	統合・集約等によって県民サービスの向上や効率化が期待できる事務事業について、既存の部局・課室の枠組みにとらわれず統合・集約を進める。	全局局	毎年度	○建築確認申請書について、建設事務所の経由事務を廃止	○女性相談センターをウィルあいちに移転し、相談事業を統合（個別取組事項「84」参照）	○東三河総局に分野横断的な政策立案機能と総合調整機能を備えた企画調整部門を設置	○財務資金室を設置し、資金計画、一時借入金等の資金管理事務を出納事務局から移管するとともに、企業庁及び病院事業庁から県債発行事務を移管
80	全庁共通業務の効率化、簡素化	内部管理事務などの全庁に共通する事務について、適正な事務処理の確保とのバランスに留意しながら、事務の簡素化や事務処理プロセスの見直しなどによる事務量の縮減を図る。	関係部局	毎年度	○事務事業の見直し検討において事務の簡素化や事務処理プロセスの見直し等について検討を推進 ○人材育成システムを導入し、人事関係事務を一部軽減	（継続実施） ○人事関係ヒアリングや人事評価を人材育成システムで一元的に実施	（継続実施）	（◎継続実施）
81	総務事務センターの効率化の推進と総務事務のさらなる集約に向けた検討	総務事務センターの円滑かつ安定的な運営と総務事務センター関連業務の効率化を推進するとともに、総務事務のさらなる集約に向けて検討する。	総務部	毎年度	○報酬・賃金の過誤払に係る返納事務を簡素化（相殺処理手続を導入） ○非常勤嘱託員に係る通勤手当相当額の決定・支払事務の電子処理化を検討	○非常勤嘱託員に係る通勤手当相当額の決定・支払事務の電子化 ○非常勤嘱託員に係る通勤届の電子化による全庁的なペーパーレス化を検討	○非常勤嘱託員に係る通勤届の電子化による全庁的なペーパーレス化（4月実施） ○再任用職員等に係る住民税の特別徴収に向けた検討	○採用2年目以降の再任用職員に係る住民税の特別徴収を実施（6月実施） ◎採用1年目の再任用職員及び非常勤嘱託員等に係る住民税の特別徴収に向けた検討
82	汎用コンピュータの廃止及び情報システムの再構築	IT経費の低減や将来にわたる安定的な情報システムの稼働をめざし、大型汎用コンピュータを廃止して情報システムを再構築するとともに、全庁的に情報システムの効率化を推進する。	関係部局	汎用機廃止 25年度末まで 効率化推進 毎年度	○25年度末までに実施する汎用機廃止に向けた業務仕様の検討、作成 ○情報化システム適正化事業を推進（対象：6システム） ○「愛知県簡易電子申請システム」を運用開始	○25年度末までに実施する汎用機廃止に向けた開発業務の調達、基本設計を実施 ○情報化システム適正化事業を推進（対象：10システム）	○25年度末までに実施する汎用機廃止に向けた開発業務の詳細設計プログラム製造を実施 ○情報システム適正化事業を実施（対象：10システム）	◎25年度末までに実施する汎用機廃止に向けた開発業務のテスト運用を実施 ◎汎用機の廃止（3月実施） （◎継続実施） ◎「県営住宅総合管理システム」を運用開始（10月頃予定）
83	財務システムの再構築	県の財務会計事務等を汎用コンピュータで処理する財務システムについて、運用の合理化、コストの削減等を実現するため、サーバによるシステムに再構築を行う。	会計局	22年度	○新システムを構築システムの試験及び職員研修を実施（23年度から稼働） 完了			
84	女性相談事業の統合	女性相談センターの相談業務とウィルあいちで実施している相談事業を統合し、相談体制の強化と事務事業の効率化を図る。	県民生活部 健康福祉部	23年度	○23年4月統合に向けて相談体制等を準備、調整 完了	○女性相談センターの相談業務をウィルあいちに移転し、相談事業を統合 完了		
85	海外産業情報センター業務の見直しの検討	変化する経済情勢や行政ニーズを踏まえ、海外産業情報センターのあり方や必要性、業務の内容、民間委託も含めた運営方法等について検討していく。	産業労働部	26年度まで	○国際産業交流企業意識調査を実施、他県の海外事務所、国等の動向分析	○22年度に実施した国際産業交流企業意識調査の結果を分析し、25年度までに結論が得られるようセンターの機能、運営方法等を検討（通年実施） 重点改革プログラム 26海外産業情報センター業務の見直し	○あいち国際戦略プラン（25年3月公表）において、センターの見直し方針を明記 【見直しの方針】 ・上海センターは継続 ・タイ・バンコクに、東南アジアを所管エリアとするセンターを、26年度に設置 ・中国、タイに次ぐ拠点については、今後、企業ニーズ等を踏まえ、形態、機能のあり方を含め、中期的に検討 ・サンフランシスコ、パリのセンターは順次廃止する一方で、ジェトロ等との連携を強化し、対日投資の発掘・誘致等の取組みを充実 完了	

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期	22年度	23年度	24年度	25年度
86	印刷業務の廃止	出納事務局で行っている印刷業務を廃止する。	会計局	26年度末	○関係部局等と課題等について協議	○24年度末事業廃止に向けて、印刷物の外注化、複写機の取扱い等を整理・検討し、関係部局等と調整 重点改革プログラム 23 印刷業務の早期廃止	○24年度末をもって印刷業務を廃止 完了	
87	柔軟な人員配置の促進	迅速かつ効率的に業務を推進するため、部局長権限による、事務の繁閑に応じた柔軟な人員配置を促進する。	関係部局	毎年度	○所属の業務量に応じた人員配置の平準化・適正化を図るため、職員定数の部局内再配置を推進	(継続実施)	(継続実施)	(◎継続実施)
88	特別チームの活用	機動的・横断的対応が必要な課題については、特別チームの活用を図る。	関係部局	毎年度	○特別チームによる課題検討を継続 ・道州制特別チーム ・愛知県庁業務継続計画推進特別チーム ・三河湾里海再生推進特別チーム ・次世代育成支援対策特別チーム ・自殺予防対策特別チーム ・食と緑を支える暮らしづくり特別チーム	○特別チームによる課題検討を継続 ・愛知県庁業務継続計画推進特別チーム ・次世代育成支援対策特別チーム ・自殺予防対策特別チーム ○新規の課題検討に迅速かつ適切に対応するため、特別チーム方式をより柔軟に設置できるプロジェクトチーム方式へ見直し	(継続実施)	(◎継続実施)
89	公共工事に関する総合的なコスト縮減	公共工事を取り巻く環境の変化から、スケールメリットが失われることなどによるコスト増が懸念される中、「愛知県公共事業コスト構造改善プログラム」(平成21年7月)を踏まえ、公共工事に関する総合的なコスト縮減施策を積極的に進める。 数値目標 毎年度において、平成19年度を基準年度とした平成20年度コスト縮減実績(縮減率)以上を確保する。 《参考》19年度を基準とした20年度コスト縮減率 1.4%	関係部局	毎年度	○「取組の内容」に沿って推進コスト縮減に係る評価項目の拡充を検討 数値目標に対する実績 2.2% 22年度は達成	(継続実施) 数値目標に対する実績 2.9% 23年度は達成	(継続実施) 数値目標に対する実績 — (※24年度終了後の決算を踏まえて算定)	(◎継続実施) 数値目標に対する実績 — (※25年度終了後の決算を踏まえて算定)
90	公共工事の入札に係る総合評価方式の導入・拡大	試行範囲を順次拡大し、その結果を検証しながら、本格実施に向けた取組を推進する。	関係部局	毎年度	○試行実施を継続 ・総合評価方式の適用及び形式選定基準を策定 ・評価・配点方法を見直し 等	(継続実施)	(継続実施)	(◎継続実施)
91	一般競争入札の対象範囲の拡大	これまでの取組の成果を検証し、低価格受注により懸念される諸問題に適切に対応できるよう必要な対策を講じながら、一般競争入札の範囲を段階的に拡大する。	関係部局	毎年度	○建設工事に係る一般競争入札について、試行導入の結果を検証しながら対象範囲の段階的な拡大を検討 ○低入札価格調査制度・最低制限価格制度について、試行導入の結果を検証しながら本格実施に向けて検討	(継続実施) (継続実施)	(継続実施) (継続実施)	(◎継続実施) (◎継続実施)

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期	22年度	23年度	24年度	25年度
92	あらゆる部門でのコスト削減に向けた取組の推進	限られた予算の範囲内で効果的に事務事業を執行することや、限られた資源を有効に活用する観点から、あらゆる部門で、徹底して無駄を排除し、コストを削減する取組を推進する。	全部局	毎年度	○職員有志による「事務費削減検討チーム」の活用により事務改善、事務費削減等を徹底実施（産業労働部）	○「仕事の質」向上運動（グッドジョブ運動）（個別取組事項158参照）において、コスト削減に資する取組・提案を他の所属でも実践できるよう周知・促進	（継続実施）	（◎継続実施）
93	節約努力による不用額を後年度の財源として活用できる手法の拡充	各部局の節約努力による不用額の一定割合を翌々年度事業の財源の一部として活用できる手法について、その割合を引き上げ、各部局における効率的な予算執行に向けた取組を一層推進する。	総務部	22年度	○各部局の節約努力による不用額を後年度の財源として活用できる割合を引き上げ 10%⇒30% 完了			
94	収入未済回収事務への外部委託の導入	全庁的に収入未済が解消されない状況にあることから、一部業務の外部委託による積極的な回収策を検討し、順次導入を図る。	関係部局	22年度以降	○医業未収金回収業務を民間委託化（がんセンター中央病院） ○県営住宅退去者に係る滞納家賃回収業務を民間委託化（試行）	○医業未収金回収業務の民間委託化の対象病院を4病院1診療所に拡大 ○県営住宅退去者に係る滞納家賃回収業務の民間委託を本格実施 重点改革プログラム 18 税外債権の徴収強化	（継続実施） （継続実施） ○近代化事業貸付金（5月契約） ○高等学校等奨学金未収金回収業務を民間委託化（11月契約） ○母子寡婦福祉資金貸付金、高齢者住宅整備資金貸付金及び障害者住宅整備資金貸付金に係る未収金回収業務を民間委託化（11月実施）	（継続実施） （継続実施） （継続実施） （継続実施） （継続実施）

（２）分権・協働型社会を先導する県庁づくり

① 地方分権に対応した国・市町村との関係づくり

（地域主権改革への対応）

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期	22年度	23年度	24年度	25年度
95	地域主権改革への対応	・地域主権改革に対応するため、全国知事会と連携した分権改革の提言、職員の意識改革、市町村との連携強化などに取り組む。 ・国の出先機関の原則廃止、権限移譲などの政府の取組に対し、国と地方の適切な役割分担の観点から検討を進め、権限と財源の一体的な移譲を国に働きかける。 ・義務付け・枠付けの見直しに伴い必要となる県条例等の整備に当たっては、全庁的な体制で、地域の実情に応じた具体的な取組の検討を行う。 ・地方分権や、地方分権の究極の姿である道州制に関する調査研究、情報発信及び啓発活動による機運の醸成を図る。	関係部局	毎年度	○県独自及び全国知事会と連携した国への提言・要請活動等を実施 ○国の出先機関に係る中部圏研究会の開催（1月、3月実施） ○「義務付け・枠付けの見直し」に伴い必要となる、県条例等の整備に向けた連絡調整（説明会4月実施） ○分権セミナー（10月、11月実施）、出前分権教室（5月、7月、12月に2回、2月実施）を開催 ○道州制に関する調査研究の一環として有識者ヒアリング（10月、12月、1月）を実施 等	（継続実施） （4月、6月、10月、12月実施） （説明会4月、9月実施） ○「義務付け・枠付けの見直し」に伴う条例を整備（6条例） ○分権・道州制セミナー（7月、1月実施）、出前分権教室（7月、10月に2回実施）を開催 ○地方分権・道州制に関する調査研究の一環として有識者ヒアリング（8月、12月、1月、2月）を実施 等	（継続実施） ○国の出先機関改革に係る東海三県一市検討会での検討（5月実施） （説明会5月実施） （18条例を整備） ○分権・道州制セミナー（11月実施）、出前分権教室（8月、10月に3回、11月、2月実施）を開催 ○地方分権・道州制に関する庁内の調査研究の一環として調査研究レポートを作成 等	（◎継続実施） （◎継続実施 説明会4月実施） （◎継続実施） （◎継続実施） （◎継続実施）

（市町村への権限移譲の推進等）

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期	22年度	23年度	24年度	25年度
96	県から市町村への権限移譲の推進	市町村優先の原則に基づき、条例による事務処理特例制度や個別の法令の規定を活用した市町村への権限移譲を計画的に推進する。	関係部局	毎年度	○移譲事務数 784事務 ○汚染土壌の処理事業に関する計画書等を受理する事務等について移譲団体を追加 ○重点移譲事務項目を設定し、あらかじめ事務処理マニュアルを提供するなど市町村への情報提供を強化	○移譲事務を拡充 786事務 ○新たに生じた土地を確認する事務等について移譲団体を追加 ○移譲事務の総点検（8月から実施） ○現要綱の見直し（移譲モデルの設定など）（3月要綱一部改正）	○移譲事務を拡充 796事務 ○新規移譲事務として57事務（条項）を追加（4月実施） ○一般旅券の発給申請の受理・交付等を行う事務等を新規に移譲（4月実施） ○市町村に移譲モデルに沿った移譲計画の策定を依頼（5月実施）	○移譲計画に基づき平成25年度分の事務移譲を実施（移譲事務の延べ数43） ○新規移譲事務として21事務（条項）を追加（4月実施）
					重点改革プログラム 41 県から市町村への権限移譲の推進			
97	権限移譲に伴う市町村支援の実施	権限移譲推進のため、事前説明会の開催、事務処理マニュアルの作成を始めとした支援措置を充実させるなど、市町村の自主性・自律性に配慮した権限移譲を受け入れやすい環境整備を検討する。	関係部局	毎年度	○市町村権限移譲交付金を交付 ○権限移譲に関する市町村担当者会議を開催 等	（継続実施） ○「地域主権改革推進一括法案（第2次）」に係わる県から市町村への移譲に向けた支援策及びスケジュールについて市町村へ情報提供（6月・2月実施）	（継続実施） ○権限移譲に関する市町村担当者会議を開催（5月実施） ○移譲計画に従って事務の移譲を受ける市町村に対し、市町村権限移譲特別交付金を交付	（◎継続実施） ○移譲計画に従って平成26年度に事務の移譲を受ける市町村に対し、市町村権限移譲特別交付金を交付予定
					重点改革プログラム 41 県から市町村への権限移譲の推進			
98	市町村合併の支援	合併した市町村に対して、県職員派遣や市町村合併特例交付金の交付などの人的及び財政的支援を行うとともに、新市基本計画等に搭載された県事業を着実に実施するなどにより、一体的なまちづくりが行われるよう、引き続き支援を行う。 また、自主的・主体的に合併を進める市町村に対して、情報提供や制度面における助言など、適切な支援を行う。	関係部局	毎年度	○西尾市及び幡豆郡3町の合併に向けた取組を支援（23年4月1日合併） ○県職員の派遣や交付金の交付等により、合併市町村の地域づくりを支援	○合併した市町村に対して県職員の派遣や交付金の交付等による支援 ○新市基本計画等に搭載された県事業の着実な推進	（継続実施）	（◎継続実施）
							（継続実施）	（◎継続実施）
99	市町村間の広域連携への支援	機関等の共同設置や事務の委託など地方自治法上の仕組みの活用に加え、新たな連携の取組としての定住自立圏構想の活用など、市町村間の広域連携の取組に対して、情報提供や制度面における助言など適切な支援を実施する。	関係部局	毎年度	○定住自立圏構想の推進に向けた市町村の取組を支援 ・西尾市及び幡豆郡3町 ・刈谷市及び知立市、高浜市、東浦町	○定住自立圏構想に取り組む市町村に対する支援 ・西尾市 ・刈谷市及び知立市、高浜市、東浦町 ○広域課題研究運営事業の実施（9月、11月、2月実施）	（継続実施）	（◎継続実施）
							（継続実施）	（◎継続実施）
100	県と市町村の役割分担を踏まえた事務事業の見直し	県と市町村の役割分担のあり方を踏まえつつ、主体を一元化すべき事務事業については重複を解消するとともに、連携協力して実施すべき事務事業については効果的・効率的な共同処理を推進する。	関係部局	毎年度	○名古屋市内の都市河川管理権限の名古屋市への移譲を推進	○名古屋市内の都市河川管理権限を名古屋市内に移譲（対象河川14河川を移譲完了）	○生涯学習推進センターについて、県と市町村の役割分担を明確化し、生涯学習施策をより広域的・専門的に推進する体制に移行	○県と市町村の役割分担を踏まえ、県民生活プラザの相談体制見直しについて検討
					重点改革プログラム 24 消費生活相談体制の見直し			
					重点改革プログラム 34 生涯学習推進センターの見直し			

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期	22年度	23年度	24年度	25年度
106	県民・地域との協働の推進	県民の参加による会議・イベントの企画・運営や、住民との協働による地域づくり活動など、事業の目的・内容に応じた多様な手法により、県民・地域との協働・連携を推進する。	関係部局	毎年度	【取組例】 ・環境にやさしい交通行動「エコ モビリティライフ」の推進 「公共交通利用促進モデル事業」（企画提案を募集し実施）等 ・県民参加によるあいちトリエンナーレの運営 ＜ボランティア＞延べ2,363名 ＜サポーターズクラブ＞5,373名 ・防犯ボランティアの活動を支援 ＜登録＞3,543団体 ・県民参加による生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の開催を支援 ・生態系ネットワーク形成モデル事業（県内3地域で協議会設置） ・油ヶ淵流域市民モニタリング＜参加グループ＞23団体 ・高齢者地域見守り推進事業（津島市等でモデル事業実施） ・あいち観光まちづくりゼミによる観光まちづくりの推進（観光コースの企画等） ・食育推進ボランティアの活動支援 ＜登録数＞555名 ・県有林野の利活用事業 ＜連携団体数＞19団体 ・県民参加による愛・地球博記念公園 公園マネジメント会議の運営 ＜登録＞71会員 等	【取組例】 ・環境にやさしい交通行動「エコ モビリティライフ」の推進 - 県民の参加による「県民の集い」の開催 等 ・あいちトリエンナーレ2010で活躍したボランティアの内、希望者にあいちトリエンナーレの最新情報を提供 ・サポーターズクラブ主催の現代アートに関する勉強会や若手アーティストの作品展示等のイベントを開催支援 ・防犯ボランティア活動の支援 ＜登録＞3,605団体 ・生態系ネットワーク形成モデル事業（事業計画の立案、実施等） ・油ヶ淵流域市民モニタリング＜参加グループ＞23団体 ・高齢者地域見守り推進事業（豊川市等でモデル事業実施） ・あいち観光まちづくりゼミによる観光まちづくりの推進（モニターツアーの実施等） ・食育推進ボランティアの活動支援 ＜登録数＞614名 ・県有林野の利活用事業 ＜連携団体数＞17団体 ・県民参加による愛・地球博記念公園 公園マネジメント会議の運営 ＜登録＞74会員 等	【取組例】 ・環境にやさしい交通行動「エコ モビリティライフ」の推進 - 県民の参加による「県民の集い2012」の開催（11月実施）等 ・あいちトリエンナーレ2010で活躍したボランティアの内、希望者にあいちトリエンナーレの最新情報を提供 ・あいちトリエンナーレ2013に向けたボランティア募集、研修会の実施 ・防犯ボランティア活動の支援 ＜登録＞3,633団体 ・あいち防災協働社会推進協議会を通じた「防災・減災カレッジ」（7～8月開催）の推進 ・生態系ネットワーク形成モデル事業（事業計画の立案、実施等） ・三河湾里海再生の推進 - 県民参加の里海調査の実施（6～7月実施） ・油ヶ淵流域市民モニタリング＜参加グループ＞22団体 ・高齢者等見守り（生活支援）ネットワーク構築推進事業（県内3市町村でモデル事業実施） ・あいち観光まちづくりゼミによる観光まちづくりの推進（モニターツアーの実施予定（9～12月）等） ・食育推進ボランティアの活動支援 ＜登録数＞764人 ・県有林野の利活用事業 ＜連携団体数＞14団体 ・県民参加による愛・地球博記念公園 公園マネジメント会議の運営 ＜登録＞81会員 ・愛・地球博記念イベント企画・運営に関する分科会運営 ＜登録＞24年度 26団体 等	【取組例】 ・環境にやさしい交通行動「エコ モビリティライフ」の推進 - 県民の参加による「県民の集い2013」の開催（11月実施）等 ・県民参加によるあいちトリエンナーレの運営（8月～10月実施） ・防犯ボランティア活動の支援 200団体以上設立（24～27年度までの期間中） ・あいち防災協働社会推進協議会を通じた「防災・減災カレッジ」（7～8月開催予定）の推進 ・生態系ネットワークの形成（県内9地域で順次、協議会を設置し、モデル事業の成果を踏まえ、取組を推進） ・三河湾里海再生の推進 - 県民参加の里海調査の実施（7～8月実施） ・油ヶ淵流域市民モニタリング＜参加グループ＞20団体 ・高齢者等見守り（生活支援）ネットワーク構築推進事業（県内3市町村でモデル事業実施） ・あいち観光まちづくりゼミによる観光まちづくりの推進（モニターツアーの実施予定（9～12月）等） ・食育推進ボランティアの活動支援 ・県有林野の利活用事業 ＜連携団体数＞17団体 ・県民参加による愛・地球博記念公園 公園マネジメント会議の運営 ＜登録＞89会員 ・愛・地球博記念イベント企画・運営に関する分科会運営 等

（企業・大学との連携の推進）

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期	22年度	23年度	24年度	25年度
107	企業との連携の推進	企業が取り組む社会貢献活動等との連携を積極的に推進する。	関係部局	毎年度	【取組例】 ・安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業 ＜連携企業数＞591社2,036事業所 ・あいちEV・PHV普及ネットワーク＜参加団体＞64団体 ・環境パートナーシップ・CLUB＜参加団体＞276社 ・コンビニチェーンとの連携・協力 ＜連携企業数＞5社 ・愛知ブランドものづくり講座の開催 ＜参加校・参加企業＞1校・10社 ・「海上の森」との企業連携プロジェクト＜連携企業数＞6社 ・県有林での「企業の森づくり」事業 ＜連携企業数＞10社 ・あいち食育サポート企業団 ＜県発祥の食品企業＞11社 等	【取組例】 ・安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業 ＜連携企業数＞647社2,269事業所 ・あいちEV・PHV普及ネットワーク＜参加団体＞85団体 ・環境パートナーシップ・CLUB＜参加団体＞271社 ・コンビニチェーンとの連携・協力 ＜連携企業数＞5社 ・スーパーマーケットとの連携・協力 ＜連携企業数＞2社 ・愛知ブランドものづくり講座の開催 ＜参加校・参加企業＞1校・9社 ・「海上の森」との企業連携プロジェクト＜連携企業数＞6社 ・県有林での「企業の森づくり」事業 ＜連携企業数＞10社 ・あいち食育サポート企業団 ＜県発祥の食品企業＞11社 等	【取組例】 ・安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業 ＜連携企業数＞701社2,379事業所 ・陶磁資料館においてイオンのCSR活動を誘致（6月実施 39名参加） ・あいちEV・PHV普及ネットワーク＜参加団体＞87団体 ・環境パートナーシップ・CLUB＜参加団体＞261社 ・コンビニチェーンとの連携・協力 ＜連携企業数＞5社 ・スーパーマーケットとの連携・協力 ＜連携企業数＞3社 ・愛知ブランドものづくり講座の開催 ＜参加校・参加企業＞3校・12社（9～12月実施） ・「海上の森」との企業連携プロジェクト＜連携企業数＞6社 ・県有林での「企業の森づくり」事業 ＜連携企業数＞16社 ・あいち食育サポート企業団 ＜県発祥の食品企業＞12社 等	【取組例】 ・安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業 ＜連携企業数＞200社以上の新規登録（24～27年度までの期間中） ・陶磁資料館において企業のCSR活動の誘致活動を実施 ・あいちEV・PHV普及ネットワーク＜参加団体＞88団体（6月末現在） ・環境パートナーシップ・CLUB＜参加団体＞255社（6月末現在） ・コンビニチェーンとの連携・協力 ＜連携企業数＞5社 ・スーパーマーケットとの連携・協力 ＜連携企業数＞3社 ・愛知ブランドものづくり講座の開催 ＜参加校・参加企業＞5校・25社程度（6～12月実施）予定 ・「海上の森」との企業連携プロジェクト＜連携企業数＞6社 ・県有林での「企業の森づくり」事業 ＜連携企業数＞14社 ・あいち食育サポート企業団 ＜県発祥の食品企業＞14社 等

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期	22年度	23年度	24年度	25年度
108	企業との連携を推進する仕組みづくりの検討	社会貢献活動等に関する企業からの提案と公共ニーズをマッチングする、新たな仕組みづくりについて検討する。	関係部局	26年度まで	○企業の環境活動等実態把握調査を実施 ・アンケート(2,000社対象)に回答があった165社の社会貢献活動事例をウェブサイトで公開	○「環境分野における企業の社会貢献活動ウェブサイト」により、随時、登録を受け付け(累計166社)	○「環境分野における企業の社会貢献活動ウェブサイト」により、随時、登録を受け付け(累計168社)	→ (◎継続実施)
109	大学との連携の推進	芸術・文化、教育、環境、防災、医療・福祉、産業、まちづくりなど多岐にわたる分野で大学の有する専門的な知識を活用していく連携事業について、継続的に取り組んでいくとともに、県と大学との連携に係る取組の一層の活発化に向けた情報共有、意見交換を推進する。	関係部局	毎年度	○大学との意見交換会を開催	→ (継続実施)	→ (継続実施)	→ (◎継続実施)
					○大学連携ポータルサイトを開設	→ (継続実施)	→ (継続実施)	→ (継続実施)
					○愛知学長懇話会における県の施策に関する情報提供	→ (継続実施)	→ (継続実施)	→ (◎継続実施)
					<連携事業>100事業 ・試験研究機関における大学との共同研究(⇒取組事項「70」参照) ・栄養関係学科との連携による食育啓発(60小学校で食育劇上演) ・高大連携高校生防災教育推進事業「高校生防災セミナー」を開催 ・愛知県総合教育センター・大学共同研究委員会を設置 ・あいち理数教育推進事業(「知の探究講座」など) ・理数系教員養成拠点校構築事業等	<連携事業>142事業 ・試験研究機関における大学との共同研究(⇒取組事項「70」参照) ・栄養関係学科との連携による食育啓発(90小学校等で食育劇上演) ・愛知県総合教育センター・大学共同研究委員会の開催(教員養成系大学の学生に研修を公開) ・大学と県教育委員会との連携推進会議を設置(新規)等	<連携事業(予定)>128事業 ・試験研究機関における大学との共同研究(⇒取組事項「70」参照) ・あいちトリエンナーレ2013における大学連携事業を検討するため、大学連携連絡会議を設置(1月実施) ・愛知県総合教育センター・大学共同研究委員会の開催(教員養成系大学の学生に研修を公開・教師を育てる教師の育成と研修の在り方に関する研究の実施) ・大学と県教育委員会との連携推進会議の開催 ・「あいちの学校連携ネット」の運営 ・あいちの大学「学び」フォーラムの開催等	<連携事業(予定)> ・試験研究機関における大学との共同研究(⇒取組事項「70」参照) ・あいちトリエンナーレ2013において、愛知県立芸術大学、名古屋芸術大学、名古屋造形大学が連携し、「アートラボあいち」で展示会を実施(8月～9月実施)等
						○陶磁資料館「大学等パートナーシップ事業」を実施 ・県立大学との包括協定締結(7月)	→ (◎継続実施)	

（３）効率的かつ適正で創造力にあふれる行政組織の実現

① 定員・給与等の適正管理 （定員の適正管理）

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期	22年度	23年度	24年度	25年度
110	定員の適正管理（知事部局等と教育の事務部門）	知事部局等と教育の事務部門については、事務事業の廃止・縮小、民間委託、事務処理方法の改善などの合理化の取組や行政需要の動向に応じた適正な定員管理に引き続き取り組む。 数値目標 知事部局等及び教育の事務部門において、平成22年度から平成26年度までの5年間で500人を削減し、平成10年度定数に比較して4分の3以下にスリム化した職員体制を実現する。	関係部局	毎年度	○事業の廃止及び縮小 ・公共事業の減少 等 ○事務処理方法の改善、民間委託等 ・浄水場運転管理業務の一部民間委託 等 ○組織の合理化 ・名古屋東部丘陵工事事務所の廃止等 ○「事務事業・予算・人員」をセットで見直すことを基本に、業務量の減少を、より厳密に精査することや、過去10年程度の業務量の推移を点検し、業務量の減少を適正に人員見直しに反映 重点改革プログラム 43 定員の適正管理	○事業の廃止及び縮小 ・生物多様性条約第10回締約国会議開催支援事務の終了 等 ○事務処理方法の改善、民間委託等 ・浄水場運転管理業務の民間委託 等 ○組織の合理化 ・三河繊維技術センター豊橋分場の廃止 等 ○「事務事業・予算・人員」をセットで見直すことを基本に、業務量の減少を、より厳密に精査することや、過去10年程度の業務量の推移を点検し、業務量の減少を適正に人員見直しに反映 重点改革プログラム 43 定員の適正管理	○事業の廃止及び縮小 ・第67回国民体育大会冬季大会の終了 等 ○事務処理方法の改善、民間委託等 ・コロニー中央病院給食業務の民間委託 等 ○組織の合理化 ・三河繊維技術センター豊橋分場の廃止 等 （継続実施）	○事業の廃止及び縮小 ・印刷業務の廃止 等 ○事務処理方法の改善、民間委託等 ・浄水場運転管理業務の民間委託 等 ○組織の合理化 ・下水道関連業務体制の見直し 等 （継続実施）
					●数値目標に対する実績 職員定数を293人削減 〔進捗率 58.6%〕	●数値目標に対する実績 職員定数を75人削減 22～23年度 計368人削減 〔進捗率 73.6%〕	●数値目標に対する実績 職員定数を70人削減 22～24年度 計438人削減 〔進捗率 87.6%〕	●数値目標に対する実績 職員定数を46人削減 22～25年度 計484人削減 〔進捗率 96.8%〕
111	定員の適正管理（教職員部門）	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教職員については、引き続き、児童生徒数の動向や教育課題への対応を踏まえて、教職員定数等に関する標準法に基づく適正配置に努める。 本県独自措置の教職員定数については、効果を検証しつつ、国に対して財政措置の対象とするよう要請することを含め、そのあり方について検討していく。また、職員定数については、業務の実施体制の合理化・効率化などによる適正な管理に取り組む。	教育委員会	毎年度	○職員定数を153人削減 〔児童生徒数の増減に伴うもの等 +22人 標準法による改善に伴うもの +210人 本県独自措置の見直し等 ▲227人 再任用職員の活用 ▲136人 初任者研修定数等 ▲22人〕	○職員定数を22人削減 〔児童生徒数の増減に伴うもの等 +179人 標準法による改善に伴うもの +272人 本県独自措置の見直し等 ▲309人 再任用職員の活用 ▲135人 初任者研修定数等 ▲29人〕	○職員定数を180人増員 〔児童生徒数の増減に伴うもの等 +182人 標準法による改善に伴うもの +136人 本県独自措置の見直し等 ▲49人 再任用職員の活用 ▲120人 初任者研修定数等 +31人〕	○職員定数を35人増員 〔児童生徒数の増減に伴うもの等 +125人 標準法による改善に伴うもの +50人 本県独自措置の見直し等 ▲33人 再任用職員の活用 ▲131人 初任者研修定数等 +24人〕
112	定員の適正管理（警察部門）	警察官については、治安の維持や多様化する犯罪等への的確な対応のために必要となる人員の適切な配置に努めるとともに、引き続き組織・人員の効率的運用や業務の合理化に取り組む。 また、警察官以外の警察職員については、組織・人員の効率的運用や業務の合理化の取組などにより、適正な職員配置に努める。	警察本部	毎年度	○職員定数を53人増員 〔警察官の定員 +55人 （政令で定める定員基準の増加） 警察官以外の警察職員の定員 ▲2人〕	○職員定数を49人増員 〔警察官の定員 +52人 （政令で定める定員基準の増加） 警察官以外の警察職員の定員 ▲3人〕	○職員定数を22人増員 〔警察官の定員 +23人 （政令で定める定員基準の増加） 警察官以外の警察職員の定員 ▲1人〕	○職員定数を9人増員 〔警察官の定員 +10人 （政令で定める定員基準の増加） 警察官以外の警察職員の定員 ▲1人〕
113	人件費等の適正管理	定員と給与等の適正管理などにより、人件費等の抑制に取り組む。	関係部局	毎年度	○139億円削減 定員の適正管理 43億円 給与等の適正管理 96億円	○65億円削減 定員の適正管理 33億円 給与等の適正管理 32億円 重点改革プログラム 44 時間外勤務の縮減	○26億円削減 定員の適正管理 14億円 給与等の適正管理 12億円	○88億円削減 定員の適正管理 10億円 給与等の適正管理 78億円

(給与等の適正管理)

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期	実施時期			
					22年度	23年度	24年度	25年度
114	給与制度の適正化	民間給与との均衡を図ることを基本とする人事委員会勧告制度を尊重して、給与制度の適正化に取り組む。	関係部局	毎年度	○22年人事委員会勧告を踏まえ、給与改定を実施	○23年人事委員会勧告を踏まえ、給与改定(24年4月)を実施 ○55才超の管理職員の給料等について減額措置を導入	○24年人事委員会報告を踏まえ、給与制度の適正化を検討	○25年人事委員会勧告を踏まえ、給与制度の適正化を推進
115	各種手当等のあり方の見直し	各種手当等について、趣旨や社会情勢の変化などを踏まえ、そのあり方を見直す。	関係部局	毎年度	○自宅所有者に対する住居手当を廃止 ○特勤勤務手当・へき地手当を見直し ○義務教育等教員特別手当を見直し ○特別支援学校勤務者に係る給料の調整額を見直し	○特殊勤務手当を見直し(8月実施) ○行政委員報酬を見直し(8月実施) 重点改革プログラム 45 特殊勤務手当の見直し 重点改革プログラム 46 技能労務職員の給与の見直し	○技能労務職員の適用給料表等を見直し(4月実施) ○一般職の退職手当を見直し(3月実施)	○特殊勤務手当のうち、日額手当を見直し(4月実施) ○特殊勤務手当のうち、月額手当について見直しを検討
116	勤務実績の給与への反映	人事評価制度による勤務実績の適切な給与反映についての取組をさらに進める。	関係部局	毎年度	○一般職員への人事評価制度導入後の給与反映について検討	○24年度からの給与反映に向け、要領等を整備	○一般職員に対する給与反映を実施(4月実施)	→ (◎継続実施)
117	公舎の見直し	公舎については、事務事業の円滑な運営に資する目的で設置しているところであるが、設置目的等を考慮し、適宜見直しを行うとともに、必要性が薄れたものは廃止する。 数値目標 平成26年度末までに36戸以上を廃止する。	関係部局	毎年度	○49戸廃止 東三河県民事務所 1戸 心身障害者コロニー(高森台) 2棟32戸 東三河高等技術専門学校 12戸 森林・林業技術センター 4戸 数値目標に対する実績 49戸廃止 達成	○段戸山牧場単身用公舎8戸を廃止(1月実施) 重点改革プログラム 21 公舎の見直し 重点改革プログラム 22 待機宿舎の見直し	○農業総合試験場公舎5戸を廃止(11月実施)	◎農業大学校公舎10戸を廃止 ◎農業総合試験場公舎26戸を廃止
118	教職員住宅の見直し	県立学校教職員住宅については、平成22年度末に一部を廃止するとともに、平成23年度以降存続させる予定の住宅についても施設の老朽化が進んでいることから、民間住宅の供給状況等を考慮しながら、引き続き廃止を含めた見直しを行う。 数値目標 平成22年度末までに122戸を廃止する。	教育委員会	22年度以降	○122戸廃止 ○存続する154戸については民間の供給状況や施設の老朽化等を考慮しながら引き続き検討 数値目標に対する実績 122戸廃止 達成	○平成27年度末までに設楽地区(8戸)以外の住宅(146戸)をすべて廃止する廃止計画策定(6月実施) ○入居者への説明会(10月実施) 重点改革プログラム 20 教職員住宅の見直し	○新規入居停止(4月実施) ○作手地区住宅4戸を廃止(4月実施)	◎平成27年度末に向けた廃止準備

② 職員の能力を最大限発揮する人事管理

(人材の育成・活用)

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期	実施時期			
					22年度	23年度	24年度	25年度
119	あいち人材育成ビジョンの見直し	分権・協働型社会にふさわしい人材の育成と活用のあり方を検討し、あいち人材育成ビジョンを見直す。	総務部	23年度	○23年度の見直しに向け、職員意見を聴取	○あいち人材育成ビジョン(改訂版)を策定(3月) 完了		
120	育成型ジョブローテーション制度の充実	若手職員の能力向上と職務経験の多様化を促すため、ジョブローテーション制度の充実を図る。	総務部	毎年度	○制度の充実に向け、職員意見の聴取、他県の事例収集	○ジョブローテーションの見直しの方 向性を、あいち人材育成ビジョン (改訂版)に掲載	○あいち人材育成ビジョン(改訂版) に掲載した見直しの方向性を踏ま え、26年度異動に向けて、事務職 員の見直し案を検討	◎事務職員の新たなジョブローテ ーションについて制度を構築し、職員 へ周知 ◎27年度異動に向けて、専門職員の 見直し案を検討
121	あいち職員研修プランの見直し	人材育成ビジョンの見直しを踏まえ、職員の主体的な能力開発を支援するために、職員研修プランを見直す。	総務部	24年度		○あいち職員研修プランを、人材育 成ビジョンの見直しに合わせて整 理・検討し、あいち人材育成ビジ ョン(改訂版)に一体化して策定 完了		
122	高い専門能力や経験・熟練を有する職員の効果的な育成	専門性や継続性を必要とする特定分野について、異動ローテーションの見直しなど、高い専門能力や経験・熟練を有する職員を効果的に育成する仕組みを検討する。	総務部	22年度以降	○専門性や継続性を必要とする特定分野の検討	○人材育成ビジョンの見直しに合わせ、実施方策を検討	○中堅職員の職務遂行能力の向上・能力開発の観点等から、人事異動サイクルの見直しを検討 ○専門分野の職員のスキルを計画的に育成する指針づくりの検討 ○高い専門能力と実績を有する人材を認定する仕組みづくりの検討	○25年度異動において人事異動サイクルを長期化 →(◎継続実施) →(◎継続実施)
123	キャリアマネジメントの推進	職員の意欲を高めるとともに、職務経歴や専門性の観点から自らのキャリア設計を行うなど計画的なキャリア形成を促すため、引き続きキャリアマネジメントを推進する。	総務部	毎年度	○キャリアマネジメント研修を実施 ○重点ヒアリング等を通じて、キャリアマネジメントを推進	→(継続実施) →(継続実施) ○人材育成ビジョンの見直しに合わせ、より効果的なキャリアマネジメントのあり方を検討	→(継続実施) ○キャリアマネジメントの再構築に向けた検討 ○職員自らが進むべき職務分野を選択し、計画的にキャリアを積みむことでその職務分野における専門人材を目指す職務選択型人事制度を検討	→(◎継続実施) ◎新しいキャリアマネジメントを実施・新たな重点ヒアリングの実施・若手職員のキャリア形成を支援するキャリアサポート面談の実施 →(◎継続実施)
124	民間企業等への派遣研修の充実	実践的な民間的感覚や発想等(サービス意識、コスト感覚等)を身に付けるため、民間企業等への派遣研修の充実を図る。	総務部	毎年度	○5名派遣 派遣先:アイシン精機、東海旅客鉄道、豊田通商、ブラザー工業、ユニー	○5名派遣 派遣先:アイシン精機、岡崎信用金庫、東海旅客鉄道、豊田自動織機、ブラザー工業	○7名派遣 派遣先:岡崎信用金庫、スギホールディングス、デンソー、豊田自動織機、トヨタ自動車、ニデック、名鉄観光サービス	○5名派遣 派遣先:スギホールディングス、デンソー、ニデック、三菱UFJリサーチ&コンサルティング、名鉄観光サービス
125	役職ポストへの女性登用の推進	男女共同参画プランに基づき、役職ポストへの女性登用を推進する。	総務部	毎年度	○役職者総数に占める女性の割合18.55%(22年4月)	○役職者総数に占める女性の割合20.22%(23年4月)	○役職者総数に占める女性の割合20.70%(24年4月)	○役職者総数に占める女性の割合21.89%(25年4月) 《参考》 男女共同参画プラン2011-2015 目標値 28年4月 23%

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期	実施年度			
					22年度	23年度	24年度	25年度
126	高齢期職員の活用のあり方の検討	国で検討されている定年延長の動向を踏まえ、高齢期職員の活用のあり方について検討する。	総務部	22年度以降	○国の動向等の情報収集	○国の動向等を踏まえ、高齢期職員の活用のあり方について検討	○国が定年延長に替わり、再任用の義務化を打ち出したことに伴い、制度設計に関する情報を収集	○国が常勤再任用の義務化にかわり、原則、常勤再任用を打ち出した（閣議決定）ことに伴い、26年度異動に向け、再任用制度の運用方法を検討
127	職員採用のあり方の検討	将来の県政運営を担い、一層高度化・複雑化する課題に対応できる人材を確保するため、職員採用のあり方について検討する。	総務部 人事委員会	22年度以降	○各部局から現行採用試験制度の課題等について、意見聴取	○課題を整理し、採用のあり方について検討	→ (継続実施) →	◎26年度採用試験に向けて見直し案を検討
128	教員の指導力向上	教科指導や生徒指導等を適切に行うことができない教員に対し、指導改善研修を実施するとともに、講師等の臨時教員に対しての研修を継続して行うなど、信頼される教員としての意識改革に取り組む。	教育委員会	毎年度	○教員資質向上会議を開催 ・資質向上方策等を検討 ○管理職員パワーアップ講座を開催 ○支援を要する教員の把握及び研修の実施	→ (継続実施) → → (継続実施) → → (継続実施) →	→ (継続実施) → → (継続実施) → → (継続実施) →	◎(継続実施) ◎(継続実施) ◎(継続実施)

（能力・実績に基づく人事管理）

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期	実施年度			
					22年度	23年度	24年度	25年度
129	人事評価制度の一般職員への導入	職員が職務を遂行するに当たり発揮した能力（能力の発揮状況を見る「能力評価」）と成し遂げた業績（役割を明確化した上で成し遂げた業績を見る「業績評価」）の双方を適正に評価するとともに、業務の成果だけでなくプロセスも重視する人事評価制度を一般職員に導入する。	総務部	24年度までに	○業績評価（役割達成度評価）の第2次試行実施 ・アンケート調査の実施、検証 ○能力評価の制度検討	○人事評価制度を一般職員へ導入 完了	→ (継続実施) →	◎(継続実施)
130	人事評価結果の人事管理への活用	人事評価制度の評価結果を任用、給与、分限の他人事管理に活用する。	総務部	23年度以降	○他府県等の事例調査、活用方法の検討	○人事評価結果を翌年度の給与・任用等に反映	→ (継続実施) →	◎(継続実施)
131	分限制度の厳正な運用	職務能力や勤務実績などが著しく劣る職員や公務員としての適格性を欠く職員に対しては、指導・改善に努めるとともに、公務能率の維持のため、分限制度を一層厳正に運用する。	総務部	22年度以降	○他府県等の事例調査	○分限事由に該当する可能性がある職員への対応指針の策定	○対応指針に基づく、分限制度の適正な運用	→ (継続実施) →
132	教職員評価制度の改善・充実	教職員一人ひとりの意欲・努力・能力や実績等がより適正に評価されるよう、教職員評価制度の改善・充実に取り組む。	教育委員会	毎年度	○教職員評価制度検討協議会を開催 ・苦情申出制度の検討 ・評価シートの改善等について協議	→ (継続実施) →	→ (継続実施) → ○教職員評価制度による評価を「地方公務員法第40条」及び「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第46条」の規定に基づく勤務成績の評定として位置づけて実施	◎(継続実施)

③ 活力ある職場づくり

(多様な任用形態の活用)

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期	22年度	23年度	24年度	25年度
133	新規採用職員数の確保と多様な任用形態の活用	団塊の世代の大量退職がピークを迎える中、職員の年齢構成の偏りをなくし安定した組織構成とするため、職員の新規採用を一定数確保しつつ、さらに多様な任用形態の活用を図る。	関係部局	毎年度	○22年4月採用 競争試験241人 民間企業等職務経験者35人 身体・知的障害者7人 任期付職員17人 他	○23年4月採用 競争試験256人 民間企業等職務経験者36人 身体・知的障害者9人 任期付職員13人 他	○24年4月採用 競争試験270人 民間企業等職務経験者27人 身体・知的障害者9人 任期付職員12人 他	○25年4月採用 競争試験302人 民間企業等職務経験者29人 身体・知的障害者9人 任期付職員21人 他
134	民間企業等職務経験者の採用制度の充実	民間企業などの職務経験がある多様な人材を活用するために、民間企業等職務経験者の採用制度の充実を図る。	総務部	毎年度	○22年4月採用 35人 行政11、社会福祉4、薬学4、電気1、機械1、化学4、建築5、土木5 ○22年度実施試験から農学を追加	○23年4月採用 36人 行政17、社会福祉5、薬学3、電気1、機械1、化学1、農学2、建築3、土木3 ○23年度実施試験から環境工学を追加し、受験年齢の制限を「30歳～34歳」から「～59歳」へ拡大	○24年4月採用 27人 行政14、社会福祉1、薬学2、電気2、機械1、化学1、環境工学1、農学1、建築2、土木2 (継続実施)	○25年4月採用 29人 行政18、薬学1、電気1、機械1、化学2、環境工学1、建築2、土木3 (◎継続実施)
135	民間企業等で活躍する人材の登用の検討	高い専門性が求められる分野や特に民間感覚を必要とする事務について、民間企業等で活躍する人材の登用を検討する。	総務部	22年度以降	○他府県等の事例調査	○人材ニーズの洗い出し、制度の検討等 ○愛知芸術文化センターに、舞台芸術の専門家を任期付職員として登用(4月)	(継続実施)	(◎継続実施)
136	民間企業等との人事交流の検討	民間企業で培われた専門的な知識や経験が活かせる事務について、民間企業等で活躍している人材を受け入れる人事交流制度の導入を検討する。	総務部	22年度以降	○他府県等の事例調査	○民間企業等との人事交流制度を導入 完了		
137	社会人特別選考による教員採用の実施	教員採用選考試験において、社会人特別選考を引き続き実施し、民間企業等での経験や特定の分野における優れた知識・技能を有する人材を採用する。	教育委員会	毎年度	○社会人特別採用 25人 小学校 12人 中学校 3人 高校 10人	○社会人特別採用 16人 小学校 5人 中学校 8人 高校 3人	○社会人特別採用 11人 小学校 1人 中学校 7人 高校 3人	○社会人特別採用 8人 小学校 1人 高校 7人
138	任期付職員制度の活用	多様な人材の確保とその効果的な活用、組織の活性化を図るため、任期付職員制度の活用を進める。	関係部局	毎年度	○22年4月採用 17人 一定期間内の業務増に対応	○23年4月採用 13人 一定期間内の業務増に対応	○24年4月採用 12人 一定期間内の業務増に対応	○25年4月採用 21人 一定期間内の業務増に対応
139	再任用職員の活用	退職するベテラン職員の能力・知識・経験を有効活用するとともに、若手職員に継承するため、引き続き、常勤としての登用を含め、再任用職員を活用する。	関係部局	毎年度	○常勤再任用職員 22年4月採用 24人 社会福祉、農学、診療放射線技師、職業訓練指導員、事務 等	○常勤再任用職員 23年4月採用 20人 社会福祉、農学、臨床検査技師、職業訓練指導員、事務 等	○常勤再任用職員 24年4月採用 20人 心理、化学、臨床検査技師、職業訓練指導員、事務 等	○常勤再任用職員 25年4月採用 25人 心理、薬学、臨床検査技師、職業訓練指導員、事務 等
140	再任用職員(教員)の活用	退職するベテラン教員の能力・知識・経験を、十分活かすとともに、若手教員の育成に最大限活用する。	教育委員会	毎年度	○再任用職員の活用 50人 (初任者研修指導員)	○再任用職員の活用 68人 (初任者研修指導員)	○再任用職員の活用 64人 (初任者研修指導員)	○再任用職員の活用 73人 (初任者研修指導員)

（職員のモチベーションの向上）

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期	22年度	23年度	24年度	25年度
141	やりたい仕事挑戦制度の推進	職員のチャレンジ意欲をさらに向上させるため、本人が自ら培ってきた能力とスキルを直接希望所属にアピールし、選考に合格すれば異動できる「やりたい仕事挑戦制度」を引き続き推進する。	総務部	毎年度	○応募者 32人(合格者9人) (公募型) 31人(9人) (事業提案型) 1人(0人)	○応募者 27人(合格者13人) (公募型) 17人(10人) (事業提案型) 11人(3人) ○主要プロジェクト等の重点事業について、事業提案を要件とした募集を行い、選考に合格した者を、提案した事業を所管する所属に異動させる事業提案型を新規に募集	○応募者 30人(合格者14人) (公募型) 24人(12人) (事業提案型) 4人(2人) (自己申請型) 2人(0人)	→ (◎継続実施)
142	特別職や部局長との意見交換などの実施	組織の一体感を高めるとともに、職員がやりがいと使命感を持って仕事に取り組む環境づくりをめざし、組織全体で組織目標や考え方を共有するため、特別職や部局長との意見交換などを実施する。	総務部	22年度以降	○各部局において、部局長との意見交換などの実施	→ (◎継続実施) ○特別職との意見交換などの実施方法の検討	→ (◎継続実施) ○各部局において、特別職との意見交換などの実施	→ (◎継続実施) → (◎継続実施)
143	仕事の質の向上に関する職員表彰の実施	仕事の質の向上に関する優秀な取組を行った職場・職員に対して表彰を実施する。	総務部	22年度以降	○「仕事の質」向上運動を試行実施・「仕事の質」を向上させるあらゆる取組を対象として募集・表彰し、日常的に工夫・改善を行う意識の定着を図る。 ○応募された498件の取組のうち、特に優秀な取組5件を知事表彰し、取組内容を県のHP等で紹介	○「仕事の質」向上運動(グッドジョブ運動)として本格実施 ○応募された541件の取組のうち、特に優秀な取組6件を知事表彰し、取組内容を県のHP等で紹介	→ (◎継続実施) ○応募された744件の取組のうち、特に優秀な取組7件を知事表彰し、取組内容を県のHP等で紹介	→ (◎継続実施) → (◎継続実施)
144	教員表彰の実施	学校教育において、創意工夫にあふれる特色ある教育活動を実践し、顕著な成果をあげ他の模範となる教員の愛知県教育委員会教員表彰を継続して実施する。	教育委員会	毎年度	○101人を表彰 幼稚園 1人 小中学校 70人 県立高校等 24人 特別支援学校 6人	○101人を表彰 幼稚園 1人 小中学校 70人 県立高校等 23人 特別支援学校 7人	○101人を表彰 幼稚園 1人 小中学校 70人 県立高校等 23人 特別支援学校 7人	→ (◎継続実施) (※表彰は10月頃実施予定)

（職場環境の改善とメンタルヘルス対策）

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期	22年度	23年度	24年度	25年度
145	総実勤務時間の短縮	時間外勤務の縮減や年次休暇の計画的な取得促進などにより総実勤務時間の短縮を図る。	関係部局	毎年度	○全庁一斉定時退庁日における定時退庁の徹底(監察の実施) ○時間外勤務の多い職員に関する実態調査 ○「時間外勤務縮減キャンペーン」を実施(7月、11月) 等	→ (◎継続実施) → (◎継続実施) → (◎継続実施) ○時間外勤務の縮減に向けて各グループ班長が時間管理を徹底(通年実施) 重点改革プログラム 44 時間外勤務の縮減	→ (◎継続実施) → (◎継続実施) ○「時間外勤務縮減キャンペーン」期間中に所属、グループの定時退庁日を増設	→ (◎継続実施) → (◎継続実施)

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期	実施時期			
					22年度	23年度	24年度	25年度
146	総合的なメンタルヘルス対策の推進	第1次予防であるストレス関連疾患の発症予防や第2次予防であるストレス関連疾患の早期発見・早期治療対策の充実に向けて検討を進め、職場復帰に向けての支援と併せて総合的なメンタルヘルス対策に取り組む。	関係部局	毎年度	○発症予防(第1次予防) ・メンタルヘルス研修 ・部局・職場研修への保健師派遣 ・ストレス簡易調査の実施 早期発見・早期治療(第2次予防) ・精神科医師・保健師による相談 ・電話、メール相談窓口の活用 職場復帰・再発予防(第3次予防) ・復帰訓練支援、職場との連携 ○その他(警察) ・メンタルヘルスコンサルタント契約による幹部セミナー等の実施 等	○発症予防(第1次予防) ・メンタルヘルス研修 ・部局・職場研修への保健師派遣 ・メンタルストレスチェックの実施 ※第2次・第3次予防は継続実施 ○その他(警察) ・契約したメンタルヘルスクリニックで利用できる無料相談券の配布 ・幹部による兆しチェックの実施	○発症予防(第1次予防) ・メンタルヘルス研修 ・部局・職場研修への保健師派遣 ・ストレス簡易調査の実施 ※第2次・第3次予防は継続実施 ○その他(警察) ・自身や周囲の者のメンタルの不調に気付くための教養資料の作成 ・幹部による具体的な声かけ要領に関する教養資料の作成	○発症予防(第1次予防) ・メンタルヘルス研修 ・部局・職場研修への保健師派遣 ・ストレス簡易調査の実施 ※第2次・第3次予防は継続実施 ◎継続実施
147	管理監督者に対するメンタルヘルス研修の実施	ストレス関連疾患の発症予防や早期発見のための管理監督者向けの教育研修を引き続き実施する。	関係部局	毎年度	○管理監督者メンタルヘルス研修を実施(1回) ○管理監督者のためのメンタルヘルス教室を開催(4回)	◎継続実施	◎継続実施	◎継続実施
148	メンタルヘルス相談の実施	早期発見・早期治療のためのメンタルヘルス相談を引き続き実施する。	関係部局	毎年度	○精神科医師、保健師によるメンタルヘルス相談(直接相談、電話相談、メール相談)を実施 等	◎継続実施	◎継続実施	◎継続実施
149	職場復帰支援の実施	職場復帰・再発予防のため精神疾患による休業者の職場復帰支援を引き続き実施する。	関係部局	毎年度	○職場復帰訓練に関する相談対応 ○職場復帰訓練時傷害保険の措置	◎継続実施	◎継続実施	◎継続実施

④ 透明性の高い県行政の推進と内部統制の徹底
(透明性の高い県行政の推進)

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期	実施時期			
					22年度	23年度	24年度	25年度
150	情報公開制度の適正な運用	透明性の高い県行政を推進するため、引き続き情報公開制度の適正な運用を行う。	全局局	毎年度	○愛知県情報公開条例に基づき、情報公開制度を適正に運用 ⇒運用状況を公表(8月) <参考>情報公開請求・申出件数 40,930件(21年度分集計)	◎継続実施 ⇒運用状況を公表(8月) <参考>情報公開請求・申出件数 25,106件(22年度分集計)	◎継続実施 ⇒運用状況を公表(8月) <参考>情報公開請求・申出件数 37,196件(23年度分集計)	◎継続実施 ⇒運用状況を公表(8月予定)
91 再掲	一般競争入札の対象範囲の拡大	透明性、競争性を高め、より一層の談合防止を図るため、これまでの取組の成果を検証し、低価格受注により懸念される諸問題に適切に対応できるよう必要な対策を講じながら、一般競争入札の範囲を段階的に拡大する。	関係部局	毎年度	○建設工事に係る一般競争入札について、試行導入の結果を検証しながら対象範囲の段階的な拡大を検討 ○低入札価格調査制度・最低制限価格制度について、試行導入の結果を検証しながら本格実施に向けて検討	◎継続実施	◎継続実施	◎継続実施
						◎継続実施 ・低入札価格調査制度に係る失格判断基準及び最低制限価格の試行対象工種を全工種に拡大するとともに、算定式についても工事の積算体系に応じて見直しを実施	◎継続実施	◎継続実施

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期	22年度	23年度	24年度	25年度
151	物品等電子調達システムの対象範囲の拡大	物品調達におけるオープンカウンタ（公開見積競争）の対象範囲を順次拡大する。	会計局	毎年度	○オープンカウンタ（公開見積競争）の対象品目について、本庁調達分に「電気製品」を追加 ○地方機関調達分を含め対象品目の更なる拡大を検討	○オープンカウンタ（公開見積競争）の対象品目について、本庁調達分に「スポーツ用品」及び「フォーム印刷」を、地方機関調達分に「スポーツ用品」を追加 ○対象品目の更なる拡大を検討	○オープンカウンタ（公開見積競争）の対象品目について、「荒物・雑貨」及び「医療・理化学・計測機器」を追加 更に本庁分については、「医薬品・試薬・農薬」を追加 (継続実施)	○オープンカウンタ（公開見積競争）の対象品目について、本庁調達分に「写真機器」を、地方機関調達分に「学校教材等」を追加 (◎継続実施)
152	契約状況の公表	県が行う入札及び契約の一層の適正化を図るため、県の支出に係る契約の情報を県民に公表する。	関係部局	毎年度	○「契約状況の公表に基づく方針（平成19年4月）」に基づき、支出に係る契約の内容等を四半期ごとに、閲覧・県HP掲載等により公表	(継続実施)	(継続実施)	(◎継続実施)

（内部統制の徹底）

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期	22年度	23年度	24年度	25年度
153	コンプライアンス研修の充実	職員のコンプライアンス意識の徹底を図るための研修を充実する。	関係部局	毎年度	○所属長、職場研修担当班長、出納員を対象とする研修を実施 ・監査結果や倫理規程等に関する講義内容を追加 （受講者延べ927人）	(受講者延べ538人) ・実施方法を見直し、県立学校長を対象とした研修を別に実施	(受講者延べ536人)	(◎継続実施)
154	会計指導検査の実施	不適正な経理処理を防止するため、抜き打ち検査などを引き続き実施する。	会計局	毎年度	○地方機関を対象とする会計指導検査とともに、事前通知をしない会計指導特別検査を実施 <検査実施> 会計指導検査 120機関 会計指導特別検査 70機関	○会計指導検査に加え、地方機関の物品調達を対象にした納品確認検査を実施 <検査実施> 会計指導検査 133機関 会計指導特別検査 71機関 納品確認検査 274機関	(継続実施) <検査実施> 会計指導検査 118機関 会計指導特別検査 40機関 納品確認検査 275機関	(◎継続実施) <検査実施> 会計指導検査 119機関(予定) 会計指導特別検査 40機関(予定) 納品確認検査 275機関(予定)
155	監察の実施	服務規律やコンプライアンス意識の徹底を図るため、抜き打ちの監察を引き続き実施する。	関係部局	毎年度	○全機関を対象とする原則抜き打ち監察を実施(311機関延べ458回) <22年度監察重点項目> コミュニケーションの円滑化 時間外勤務の縮減 交通事故及び飲酒運転の防止	(309機関延べ429回) <23年度監察重点項目> 県関係団体等の会計事務の適正な執行 時間外勤務の縮減 交通事故及び飲酒運転の防止	(309機関延べ471回) <24年度監察重点項目> コンプライアンス意識の高揚 時間外勤務の縮減 交通事故及び飲酒運転の防止	(◎継続実施) <25年度監察重点項目> コンプライアンス意識の高揚 時間外勤務の縮減 交通事故及び飲酒運転の防止
156	公益通報制度の適正運用	法令に違反する行為等の防止を図るため、公益通報制度の一層の周知徹底を図る。	関係部局	毎年度	○コンプライアンス研修や部局研修において、公益通報制度を周知徹底	(継続実施)	(継続実施)	(◎継続実施)

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期	22年度	23年度	24年度	25年度
157	監査機能の充実・強化	民間における内部統制を重視した監査手法の習得や事務局職員の資質向上を図ることにより、経済性、効率性及び有効性(3E)に重点を置いた監査に引き続き取り組むとともに、随時監査(抜き打ち監査)を実施するなど、監査機能の一層の充実・強化に取り組む。	監査委員事務局	毎年度	○事務局監査において、監査法人の公認会計士の専門的知識を活用(実施:3団体1県機関) ○全機関を対象として、経済性、効率性及び有効性(3E)に重点を置いた定期監査を実施 <平成22監査年度重点項目> 修繕に関する事務、県が団体に対して支出する負担金等 ○随時監査(抜き打ち監査)を実施(実施:7県機関)	○事務局監査において、監査法人の公認会計士の専門的知識を活用(実施:3団体1県機関) (継続実施) <平成23監査年度重点項目> 一者随意契約、重要物品の管理及び有効活用等 ○随時監査(抜き打ち監査)を実施(実施:5県機関)	○事務局監査において、監査法人の公認会計士の専門的知識を活用(実施:3団体1県機関) (継続実施) <平成24監査年度重点項目> リース契約(1年超の長期継続契約)、行政財産の特別使用許可に係る使用料の減免等 ○随時監査(抜き打ち監査)を実施(実施:4県機関)	○事務局監査において、監査法人の公認会計士の専門的知識を活用(対象:3団体1県機関) (◎継続実施) <平成25監査年度重点項目> 契約の履行確認と支出命令、税外未収金の債権管理 ○随時監査(抜き打ち監査)を適宜実施

⑤ 仕事の工夫・改善や政策形成機能の強化

(「仕事の質」向上運動の推進)

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期	22年度	23年度	24年度	25年度
158	「仕事の質」向上運動(仮称)の推進	民間のノウハウに学びながら、職員一人ひとりが、各職場において、自主的に日常の仕事の工夫・改善を行う組織となることを目標に、全庁運動として仕事の質の向上をめざした活動に取り組む。	総務部	毎年度	○民間や他県の先例に学ぶ職員研修会の開催、新しい運動の方向性を検討 ○「仕事の質」向上運動を試行実施・「仕事の質」を向上させるあらゆる取組を対象として募集・表彰し、日常的に工夫・改善を行う意識の定着を図る。 ○応募された498件の取組のうち、特に優秀な取組5件を知事表彰し、取組内容を県のHP等で紹介	○「仕事の質」向上(グッドジョブ)運動として本格実施 ○グッドジョブ運動の職員専用システムを開設。工夫・改善等の取組事例の応募や、応募された取組の閲覧をよりスムーズに行える環境を整備し、運動を全庁的に推進 ○応募された541件の取組のうち、特に優秀な取組6件を知事表彰し、取組内容を県のHP等で紹介	(継続実施) (継続実施) ○応募された744件の取組のうち、特に優秀な取組7件を知事表彰し、取組内容を県のHP等で紹介	(◎継続実施) (◎継続実施) (◎継続実施)

(政策形成機能の強化)

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期	22年度	23年度	24年度	25年度
159	施策等の企画立案における県民参画の推進	施策及び事務事業の企画立案段階からの県民の参画を進めるため、パブリックインボルブメントやワークショップなどを実施する。	関係部局	毎年度	○県民等の意見を予算編成等に反映するため、事務事業評価調書を2か月前倒して公表し(9月)、県民意見を募集 ○事務事業評価の過程を「見える化」する公開フォーラムを開催	(継続実施) ○重点改革プログラムの策定において、事業仕分けの手法を取り入れた外部有識者による公開ヒアリングを実施	(継続実施) ○行政改革の推進に向けた外部有識者による公開ヒアリングを実施	(◎継続実施)

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期	実施時期			
					22年度	23年度	24年度	25年度
160	多様な手法による県民意見の把握	県民意見を適切に把握するため、パブリック・コメント(県民意見提出制度)など多様な取組を推進する。	全部局	毎年度	○パブリック・コメントによる県民意見募集、県政への提言箱、県政世論調査などの取組を推進 ○知事と語る集いを開催 (8月:豊川市、春日井市) ○知事のお出かけトークを開催 (8月、11月)	(継続実施) ○大村知事と語る会を開催 (8月:名古屋市、10月:豊橋市、11月:長久手町)	(継続実施) ○大村知事と語る会を開催 (7月:名古屋市、9月:名古屋市、12月:豊橋市)	(◎継続実施) ◎大村知事と語る会を開催 (7月、9月、11月頃予定)
161	政策形成の機会の多様化	庁内の知恵、人材や外部との人的ネットワークの活用など、企画立案能力の向上を図るためのより多様な取組について検討・推進する。	全部局	毎年度	○職員提案による「政策提案枠」事業を実施 <22年度採択事業> 「技術伝承システム(建築技術編)」構築事業	○職員提案による「政策提案枠」事業を実施 <23年度採択事業> 中小企業に対する経営支援施策の成功事例集作成事業 ○重点改革プログラムの策定において、事業仕分けの手法を取り入れた外部有識者による公開ヒアリングを実施	○「やりたい仕事応援制度」において主要プロジェクト等の重点事業について、事業提案を要件とした募集を行い、選考に合格した者を、提案した事業を所管する所属に異動させる事業提案型を新設 ○行政改革の推進に向けた外部有識者による公開ヒアリングを実施	(◎継続実施)
162	業務遂行に必要な知識や情報の共有化の推進	業務遂行に必要な知識やノウハウ等の情報の共有化を推進する。	全部局	毎年度	○「仕事の質」向上運動(個別取組事項158参照)の試行実施において、取組実施事例や提案、他県事例等に関する情報の共有化を推進	○「仕事の質」向上運動(グッドジョブ運動)(個別取組事項158参照)で応募された工夫・改善等の取組事例について、閲覧をよりスムーズに行える職員専用システムを開発し、情報の共有化を推進	(継続実施)	(◎継続実施)
163	行政マネジメントサイクルの見直し	より簡素で透明性・実効性の高い行政マネジメントサイクルの実現をめざして、予算編成・定数組織管理(前年度)、事業執行(事業年度)、行政評価(翌年度)という現行の3年度間にわたるPDCAサイクルの見直しについて検討する。	総務部	22年度から検討	○県民等の意見を予算編成等に反映するため、事務事業評価調査を2か月前倒して公表し(9月)、県民意見を募集 ○事務事業評価の過程を「見える化」する公開フォーラムを開催	(継続実施)	(継続実施)	(◎継続実施)
8再掲	行革大綱に位置づける取組の進行管理と成果の積極的発信	行政マネジメントサイクルの中で、行革大綱に位置づける取組を適切に進行管理し、着実に推進するとともに、その成果を一層積極的に発信していく。	総務部	毎年度	○行革大綱に位置づける取組状況をとりまとめ公表	(継続実施)	(継続実施)	(◎継続実施)